Traceability

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」

各論　漁業編

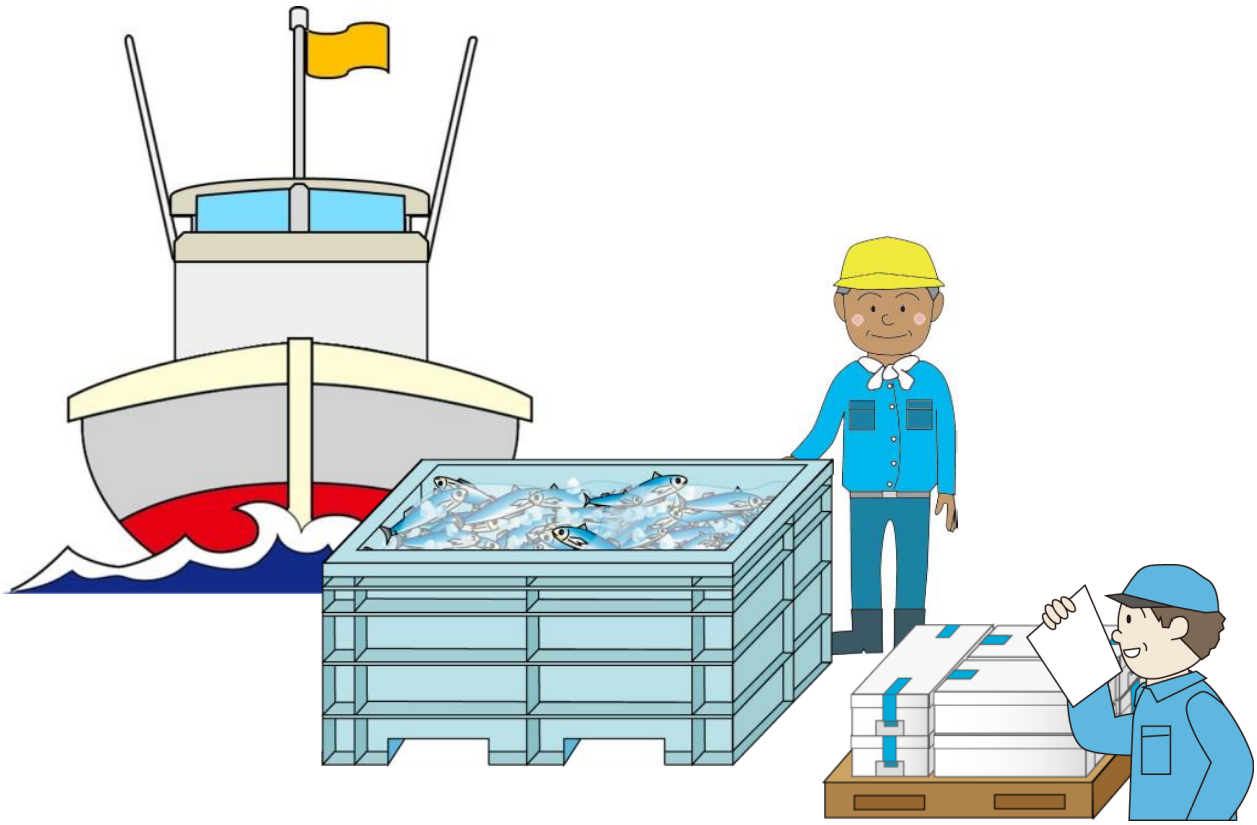

平成27年3月

農林水産省

はじめに

この「実践的なマニュアル　各論　漁業編」は、漁業関係者（海面漁業・内水面漁業、養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業を営む事業者）がトレーサビリティに取り組んだり、またその取組みを見直して向上させるためのマニュアルです。

事業者の規模にかかわらず、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」で示された食品のトレーサビリティを確保するための基本事項に取り組めるよう、まずは事業者がみずからの取組状況を確認した上で、徐々にステップアップできるように解説しています。

食品トレーサビリティシステム導入の手引き（平成 15 年 3 月初版、平成 19 年 3 月第 2 版）
http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/pdf/tebiki_rev.pdf

この「実践的なマニュアル」は、農林水産省「食品トレーサビリティ促進委託事業」により、さまざまな業種の取組事例の取材と、食品業界関係者、学識経験者、自治体、消費者等をあつめた検討会・分科会で議論を重ねて作成されました。

読んでいただきたい方

「実践的なマニュアル」シリーズは、特に中小規模の事業者に利用いただくことを想定して作成しています。トレーサビリティに関連する業務の手順を組み立て、記録様式を作成・管理する責任者のためのマニュアルです。

また、トレーサビリティの取組みについて意思決定をする経営者にもぜひ読んでいただきたいものです。

※「実践的なマニュアル」は、作業を行うための業務マニュアルではないので、必要に応じて事業者内（もしくは、業界内）で業務マニュアルを作成しましょう。

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」各論　漁業編

目次

1 トレーサビリティが必要な理由 1

2 本マニュアル　「各論　漁業編」の使い方 2
2.1 対象とする業種の範囲 2
2.2 対象とする事業の範囲 3
2.3 読み進め方 5

3 ステップの構成 6
3.1 海面漁業・内水面漁業 6
3.2 養殖業 8
3.3 産地市場荷受・漁協 11
3.4 産地仲買業 14

4 ステップ１　漁獲水域・入荷先・出荷先の特定 17
4.1 漁獲の記録 18
4.2 入荷の記録 22
4.3 出荷の記録 26

5 ステップ２　食品の識別 30
5.1 漁獲物の識別 32
5.2 入荷品の識別 36
5.3 選別・函詰めした商品の識別 42

6 ステップ３　識別した食品の対応づけ 48
6.1 漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ 50
6.2 入荷ロットと入荷先の対応づけ 51
6.3 入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ（内部トレーサビリティ） 52
6.4 ロットと出荷先の対応づけ 56

７ 記録の保存・伝達 59
7.1 記録の保存 59
7.2 出荷先へのロット番号の伝達 61
7.3 産地市場におけるトレーサビリティ向上 62

以下の事項は、業種にかかわらず共通する取組みなので、各論には掲載していません。総論を参照してください。

7.3 トレーサビリティの検証
8　緊急時の追跡・遡及への備え

1 トレーサビリティが必要な理由

私たちの市場で扱った魚の加工品から、「薬剤の成分が微量ながら検出された」との報告があった。漁獲水域の沿岸部の養殖でその薬剤が利用されており、海水からの汚染が疑われる。

汚染状況を確認し、回収をすべきだが、費用が膨大になりそう。

「〇〇県産と表示された貝を食べた消費者に、食中毒が発生した」と知らせを受けた。

しかし、どの水域の貝が原因なのか、わからない。処理・加工・調理段階での汚染なのかもしれない。

これらは他人事ではありません！

トレーサビリティに取り組んでいたら…

『ロットを限定して回収できる！』

薬剤が検出されたロットの漁獲時期・漁獲水域を特定し、さらにその周辺の時期・水域で漁獲された他のロットへの汚染の有無を調べることにより、回収を依頼するロットの範囲を限定できる。

『問題の範囲を限定できる！』

遡って調べることにより、汚染が疑われる水域や処理場・加工場を絞り込むことができる。

汚染箇所がはっきりすれば、関係のないロットまで出荷制限せずに済む。

■トレーサビリティが有効に機能した事例

【事例１】

問題：　2004 年秋以降に中国から輸入したカンパチの幼魚から寄生虫アニサキスが検出された。中国で飼育していたときの餌料イワシに寄生していたものとみられる。

対応：　養殖カンパチが成魚となり食品として流通する前だったため、幼魚・中間魚の移動の記録を調べることにより、問題の幼魚の行き先を特定し、消費者の被害を防ぐことができた。

【事例２】

問題：　輸出した養殖魚から、輸出先国の基準に適合しない薬剤残留が発覚。日本では利用していない薬剤だった。

対応：　給餌記録の調査と、他の養殖中のロットの残留検査により、特定の餌料メーカーの餌への混入が原因であることがわかった。その餌料メーカーに損害賠償を求め、再発防止策を講じることができた。

2 本マニュアル「各論　漁業編」の使い方

2.1 対象とする業種の範囲

本マニュアルは、海面漁業・内水面漁業、養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業を対象にしています。

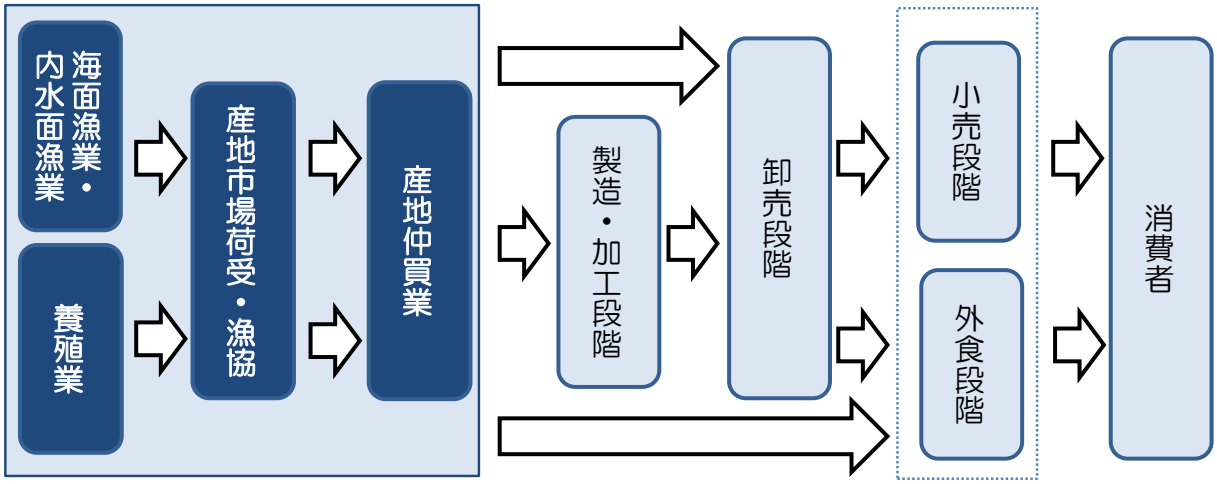

One Point!

【物流業務等を委託している場合のトレーサビリティの取組み】

事業者が入荷から出荷までの間で、物流業務や選別・函詰め業務の全部または一部を委託している場合や、営業冷蔵庫に寄託している場合は、識別や記録の作成などのトレーサビリティに関わる業務についても、あわせて委託することがあります。そのような場合であっても、トレーサビリティを確保する一次的な責任は、食品を所有していた事業者にありますので、委託先とよく相談しましょう。

具体的には、以下のように進めるとよいでしょう。

①まずは、自社でマニュアルを読み、取り組むべきステップを決めた上で、委託先に対し、必要な取組みを求める。

②その際、委託先にもマニュアルを読んでもらい、自社と委託先でトレーサビリティにそれぞれどのように取り組むか、相談した上で決める。

③なお、トレーサビリティのための記録を、自社と委託先のどちらが保存するとしても、いつでも参照できるようにしましょう。業務委託契約が終了したあとも、記録を一定期間保存しましょう。

2.2 対象とする事業の範囲

漁業と養殖業

漁業と水産養殖業については、日本標準産業分類をもとに、以下の表に該当する事業を取り扱います。なお、本マニュアルでは、日本標準産業分類における「漁業（水産養殖業を除く）」を「海面漁業・内水面漁業」と呼びます。

日本標準産業分類（中分類）	該当する事業（小分類）	該当する事業（細分類）
漁業（水産養殖業を除く）	海面漁業	底びき網漁業 まき網漁業 刺網漁業 釣・はえ縄漁業 定置網漁業 地びき網・船びき網漁業 採貝・採藻業 捕鯨業 その他の海面漁業
	内水面漁業	内水面漁業
水産養殖業	海面養殖業	魚類養殖業 貝類養殖業 藻類養殖業 種苗養殖業 その他の海面養殖業
	内水面養殖業	内水面養殖業

注：日本標準産業分類における海水面養殖業のうち、真珠養殖業は、食品の生産ではないので本マニュアルの対象から除く。

産地の流通業（産地市場荷受・漁協と産地仲買業）

水産物の産地市場の卸売業者（以下、産地市場荷受）、漁業協同組合（以下、漁協）が行う販売事業、仲買業者（以下、産地仲買業）も対象です。

Q&A　1

Q　産地市場の荷受業者や仲買業者は、「実践的なマニュアル　卸売業編」と、この「漁業編」のどちらを参照すべきですか？

A　「漁業編」を参照することをお奨めします。
「卸売業編」を利用することも可能ですが、「漁業編」のほうが、水産物の産地市場の状況に応じた説明になっています。

業種	説明
水産物産地市場の卸売業者（産地市場荷受）	水産物産地市場の卸売業者（荷受業者）。 ※卸売業の定義（卸売市場法 第４条２四「卸売の業務」） 卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務
漁業協同組合が行う販売事業	組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
水産物産地市場の仲買業者（産地仲買業）	水産物産地市場の仲買業者 ※仲買業（卸売市場法 第４条２四「仲卸しの業務」） 卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務

注１：水産物産地市場の定義（卸売市場法施行令　第２条）
　主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのもの

注２：産地市場の仲買業者でなくても、産地の卸売業者が、漁業者等から水産物を仕入れ販売する場合にも、本マニュアルを利用することができます。業務内容にもよりますが、産地仲買業の取組要素（p14）があてはまると考えられます。

Q&A　２

Q　産地仲買業者であり加工もしている場合は、「漁業編」と「製造・加工業編」のどちらを参照すべきでしょうか？

A　産地仲買業者による頭や内臓の除去、殻むきのような処理や、函詰めは、「漁業編」の対象です。

産地仲買業者が以下のような加工をする場合には、「製造・加工業編」を参照してください。
・冷凍
・フィレや切り身へのカット
・乾燥、塩蔵・施塩、燻製、ボイル　など
ただし、産地仲買業の入荷の段階の取組み（「入荷の記録」「入荷品の識別」）については、「漁業編」の記述を利用することができます。

2.3 読み進め方

トレーサビリティの取組みの意味や効果を理解してから、業務の手順を組み立てたい人は、総論から先に読んでください。すぐに実践したい人は、業種別の各論から先に読むとよいでしょう。

各論については、以下の流れに沿って読むとよいでしょう。

① まずチェックリスト（p7~15）により、自社のトレーサビリティの取組みがどのステップまでできているか確認します。

各業種のチェックリストのページは以下のとおりです。
海面漁業・内水面漁業･･･p7
養殖業･･･p9
産地市場荷受・漁協･･･p13
産地仲買業･･･p15

↓

② 次に、実施できていないステップの説明を読み、取り組むべきステップを確認してください。

↓

③ 取り組むべきステップの取組要素の「準備手順・作業手順（例）」の図に沿って、業務の作業手順を組み立てます。それにもとづいて、作業を実行し、手順どおりに作業できているか管理しましょう。

各取組要素の「準備手順・作業手順（例）」の図を見て、分からない部分があれば、その次のページからの「解説」をご覧ください。
なお、「準備手順・作業手順（例）」は、代表的な例のみを掲載していますので、自社に当てはまらない場合や、不十分だと判断した場合にも、「解説」をご覧ください。

↓

④ チェックリストに戻り、次のステップに取り組みましょう。最終的には、ステップ３まで取り組みましょう。

【参考】「実践的なマニュアル」シリーズの構成

「実践的なマニュアル」シリーズは、以下の３種類の冊子で構成されています。

実践的なマニュアル　総論 ・・・・ **[理論編]**
○取組みの意味、効果
○各ステップの取組み内容
○用語の解説

実践的なマニュアル　各論 ・・・・ **[実践編]**
○各業種が対象とする範囲
○各業種における各ステップの取組みの対象と進め方
○取組みのヒント（One Point!）や取組事例の紹介

実践的なマニュアル 取組手法編 ・・・・
○業種別の各論マニュアルを補完
○様式集や現場で活用できるその他の手法

※すべて下記の農林水産省 web サイトからダウンロードできます。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#4

3 ステップの構成

3.1 海面漁業・内水面漁業

海面漁業・内水面漁業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は、漁獲物をそのまま出荷する場合は図１、漁業者が選別や函詰めをする場合は図２のとおりです。

図１　海面漁業・内水面漁業の工程における取組みのステップと取組要素
（選別・函詰めをしない場合）

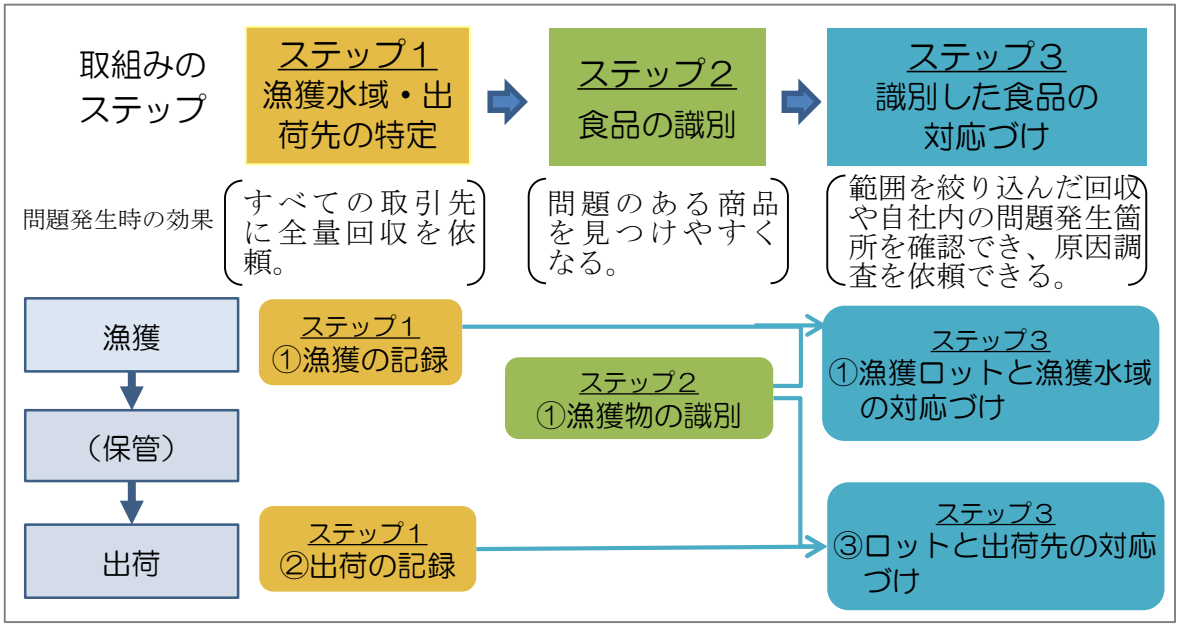

（注）ステップ３の各取組要素への矢印は、たとえば、「ステップ３①」については、「ステップ１①」と「ステップ２①」で作成した記録やロット番号を用いることで、取り組むことが可能であることを意味しています。図２以降も同じです。

図２　海面漁業・内水面漁業の工程における取組みのステップと取組要素
（選別・函詰めする場合）

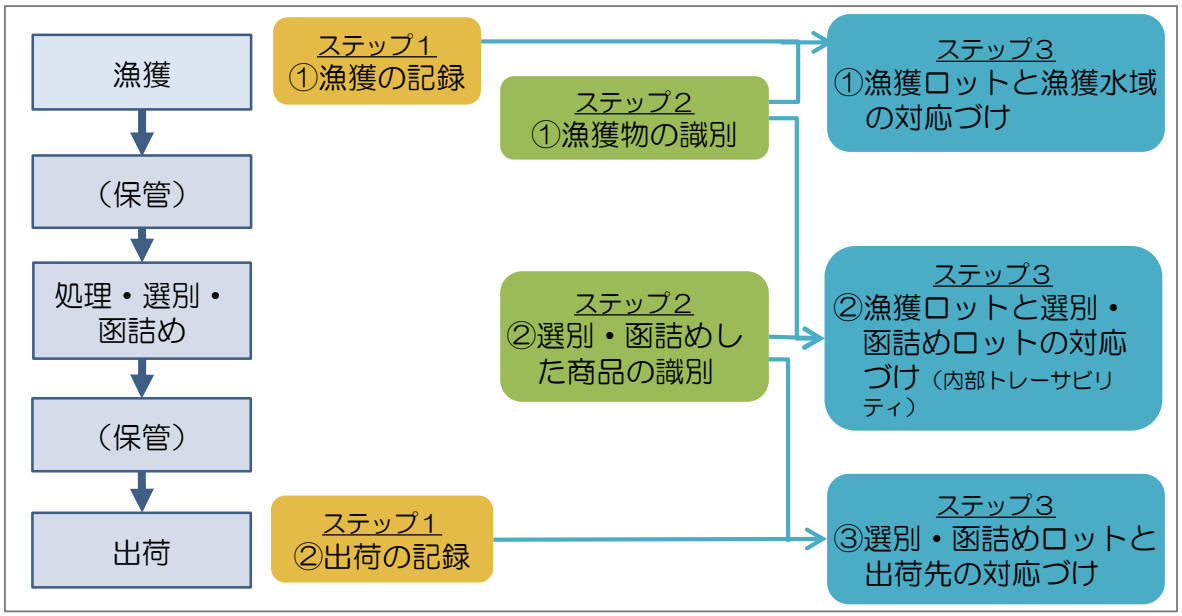

（注）この図で「処理・選別・函詰め」とは、漁業者が船上や陸揚げ後に行う、内臓やエラの除去、冷却、凍結、魚種・サイズ・品質による選別、函詰め等の工程を指します。

チェックリスト

現在の自社の取組状況を確認し、まだ実施できていないステップや取組要素のページに進みましょう。

ステップ１　「漁獲水域と出荷先の特定」

基本４項目「いつ（漁獲日）、どこで（漁獲水域）、何を（魚種名）、どれだけ（数量）」が記載された漁獲記録、基本４項目「いつ（出荷日）、どこへ（出荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された出荷記録が保存されている。

取組要素	チェック項目	参照先
①漁獲の記録	□ 漁獲した水産物について、基本４項目が記載された漁獲記録を作成し保存していますか。	p18
②出荷の記録	□ 出荷した漁獲物について、基本４項目が記載された出荷記録が保存されていますか。	p26

すべて OK ならステップ２のチェックリストへ

ステップ２　「食品の識別」

漁獲した水産物や、処理・選別・函詰めした水産物について、同じ条件下の水産物を記号や番号を用いてひとまとめにして管理（識別）している。

取組要素	チェック項目	参照先
①漁獲物の識別	□ 漁獲物を管理する**単位**（入荷ロット）を決めていますか。	p32
	□ 漁獲物を管理する記号や番号（漁獲ロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 漁獲物を管理する記号や番号の表示方法を決めて、漁獲物に**表示**していますか。	
②選別・函詰めした商品の識別（漁獲から出荷までの間に、処理・選別・函詰めを行う場合）	□ 自社で処理・選別・函詰めした商品を管理する**単位**（処理済みロット）を決めていますか。	p42
	□ 自社で処理・選別・函詰めをした商品を管理する記号や番号（処理済みロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 自社で処理・選別・函詰めした商品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、商品に**表示**していますか。	

すべて OK ならステップ３のチェックリストへ

ステップ３　「識別した食品の対応づけ」

①漁獲ロットと水域、②漁獲ロットと処理済みロット、③ロットと出荷先の対応関係がわかる。

取組要素	チェック項目	参照先
①漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ	□ どの漁獲物をどの水域で漁獲したか、対応関係を把握できていますか。	p50
②漁獲ロットと選別・函詰めロットの対応づけ	（自社で処理・選別・函詰めした商品の場合） □ どの漁獲物から、どの処理・選別・函詰めした商品の単位ができたかの対応関係を把握できていますか。	p52
③ロットと出荷先の対応づけ	□ どの商品がどの出荷先に出荷されたかの対応関係を把握できていますか。	p56

3.2 養殖業

養殖業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は、活魚のまま出荷する場合は図３、締めて函詰めしてから出荷する場合は図４のとおりです。

養殖の行程では、魚群は生簀など施設の単位で取り扱われ、給餌・温度・健康状態等の記録が作成されるので、ステップ２に「②養殖魚群（生簀単位）の識別」を配置しています。

図３　養殖業の工程における取組みのステップと取組要素
（活魚出荷の場合）

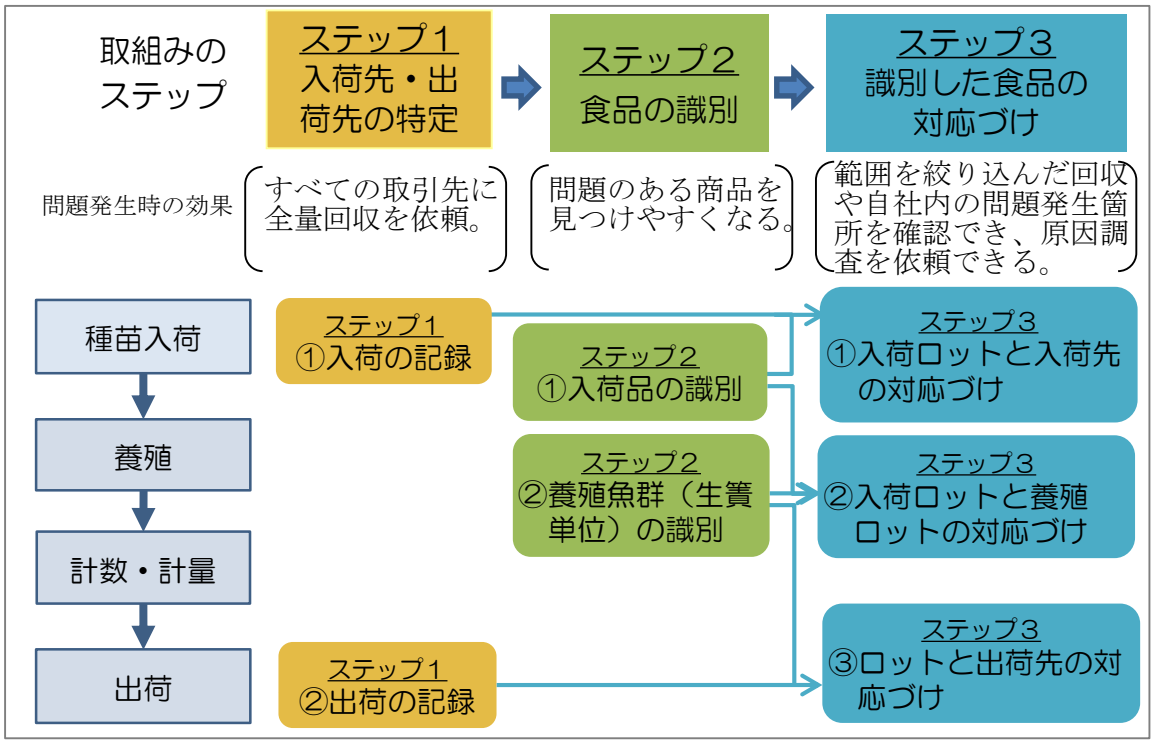

図４　養殖業の工程における取組みのステップと取組要素
（締めて函詰めしてから出荷する場合）

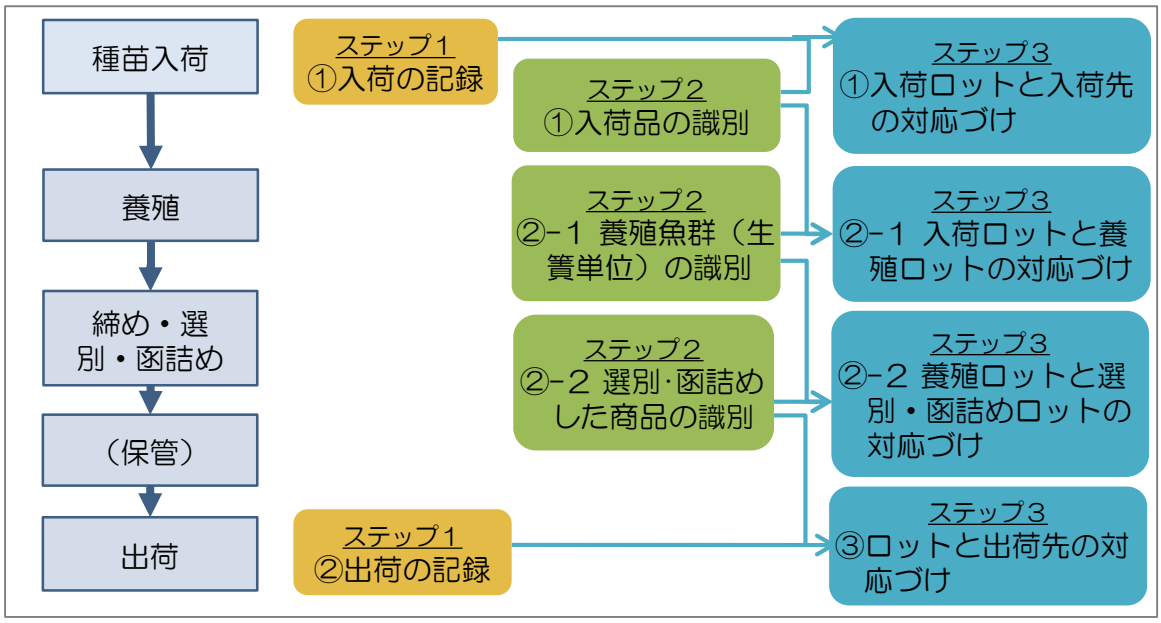

チェックリスト

現在の自社の取組状況を確認し、まだ実施できていないステップや取組要素のページに進みましょう。

ステップ１　「入荷先・出荷先の特定」

基本４項目「いつ（入荷日）、どこから（入荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された入荷記録、基本４項目「いつ（出荷日）、どこへ（出荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された出荷記録が保存されている。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷の記録	□ 入荷品（稚魚等）について、基本４項目が記載された入荷記録が保存されていますか。	p22
②出荷の記録	□ 出荷した水産物について、基本４項目が記載された出荷記録が保存されていますか。	p26

すべて OK ならステップ２のチェックリストへ

ステップ２　「食品の識別」

入荷品（稚魚等）、養殖魚群、選別・函詰めした商品について、同じ条件下の商品を記号や番号を用いてひとまとめにして管理（識別）している。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷品の識別	□ 入荷品（稚魚等）を管理する**単位**（入荷ロット）を決めていますか。	p36
	□ 入荷品（稚魚等）を管理する記号や番号（入荷ロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 入荷品（稚魚等）を管理する記号や番号の表示方法を決めて、入荷品に**表示**していますか。	
②-１　養殖魚群（生簀単位）の識別	□ 養殖中の魚群を管理する単位を決めていますか。	p46
	□ 養殖中の魚群を管理する記号や番号（養殖ロット番号）の割り当てルールを決めていますか。	
	□ 養殖中の魚群を管理する記号や番号の表示方法を決めて、生簀等に表示していますか。	
②-２　選別・函詰めした商品の識別（自社で選別・函詰めする場合）	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する**単位**（選別・函詰めロット）を決めていますか。	p42
	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する記号や番号（選別・函詰めロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、商品に**表示**していますか。	

すべて OK ならステップ３のチェックリスト（次ページ）へ

ステップ３　「識別した食品の対応づけ」

①入荷品（稚魚等）と入荷先、②入荷品（稚魚等）と養殖魚群（選別・函詰めする場合は養殖魚群と選別・函詰めした商品）、③商品と出荷先、の対応関係がわかる。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷ロットと入荷先の対応づけ	□ どの入荷品（稚魚等）がどの入荷先から入荷したかの対応関係を把握できていますか。	p51
②-１　入荷ロットと養殖ロットの対応づけ	□ どの入荷品（稚魚等）から、どの養殖ロットができたかの対応関係を把握できていますか。	p55
②-２　養殖ロットと選別・函詰めロットの対応づけ	（自社で函詰めした商品の場合） □ どの養殖ロットから、どの選別・函詰めした商品の単位ができたかの対応関係を把握できていますか。	p55
③ロットと出荷先の対応づけ	□ どの魚群または商品がどの出荷先に出荷されたかの対応関係を把握できていますか。	p56

3.3 産地市場荷受･漁協

＜産地市場荷受・漁協の取組要素の確認＞

産地市場での工程・役割分担・荷姿は、漁業種類・産地・魚種によって大きく異なります。下記の類型のうち、みずからが取り扱っている水産物がどれにあたるかを考え、該当する頁の図をもとに取組要素を確認してください。

類型１：荷受した単位がそのまま上場単位になる場合

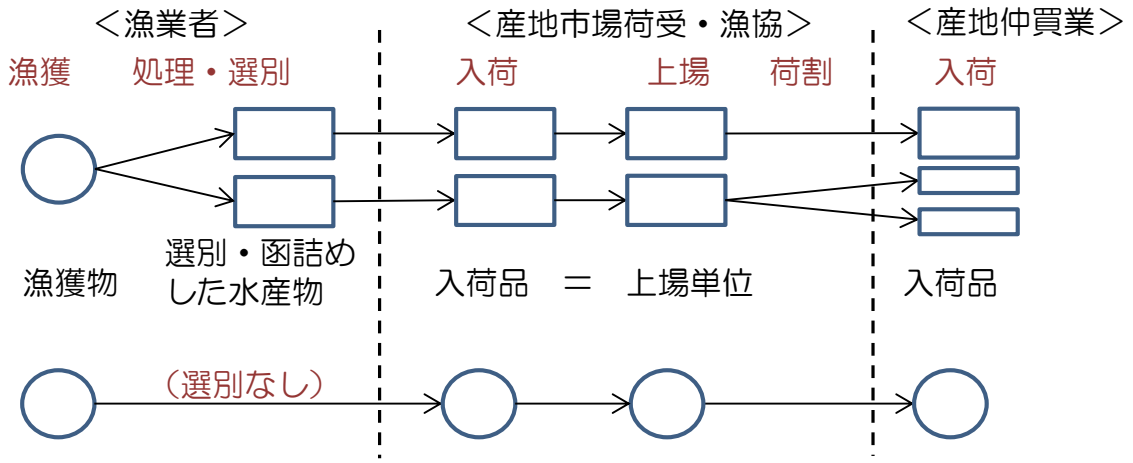

→　p12 図５を見てください。

類型２：荷受が選別した単位が上場単位になる場合

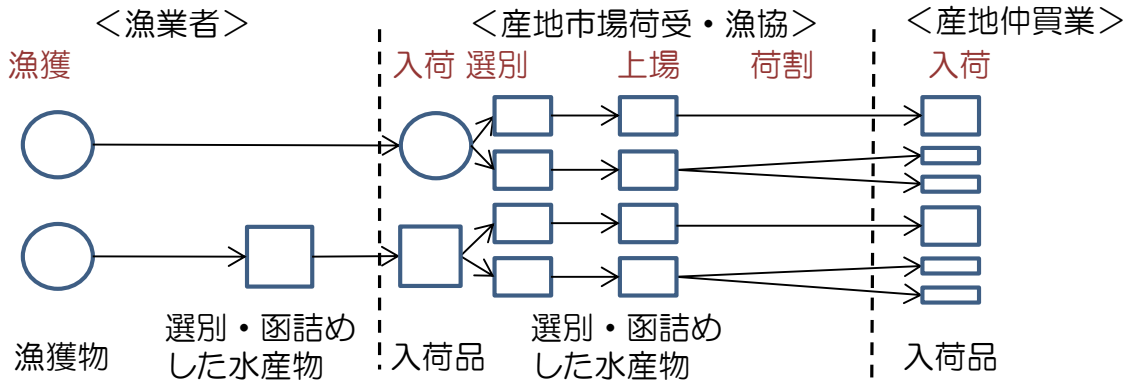

→　p12 図６を見てください。

類型３：荷受が複数の荷主からのロットを入れ合わせて上場する場合

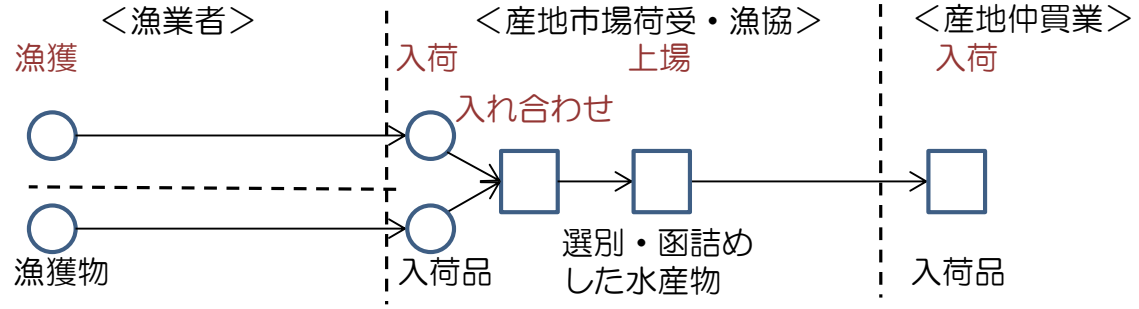

→　p12 図６を見てください。

産地市場荷受・漁協にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は、取引の前に選別業務を行わない場合は図５、産地市場荷受・漁協が選別を行った上で販売する場合は図６のとおりです。

図５　産地市場荷受・漁協の工程における取組みのステップと取組要素
（産地市場荷受・漁協が選別業務を行わない場合）

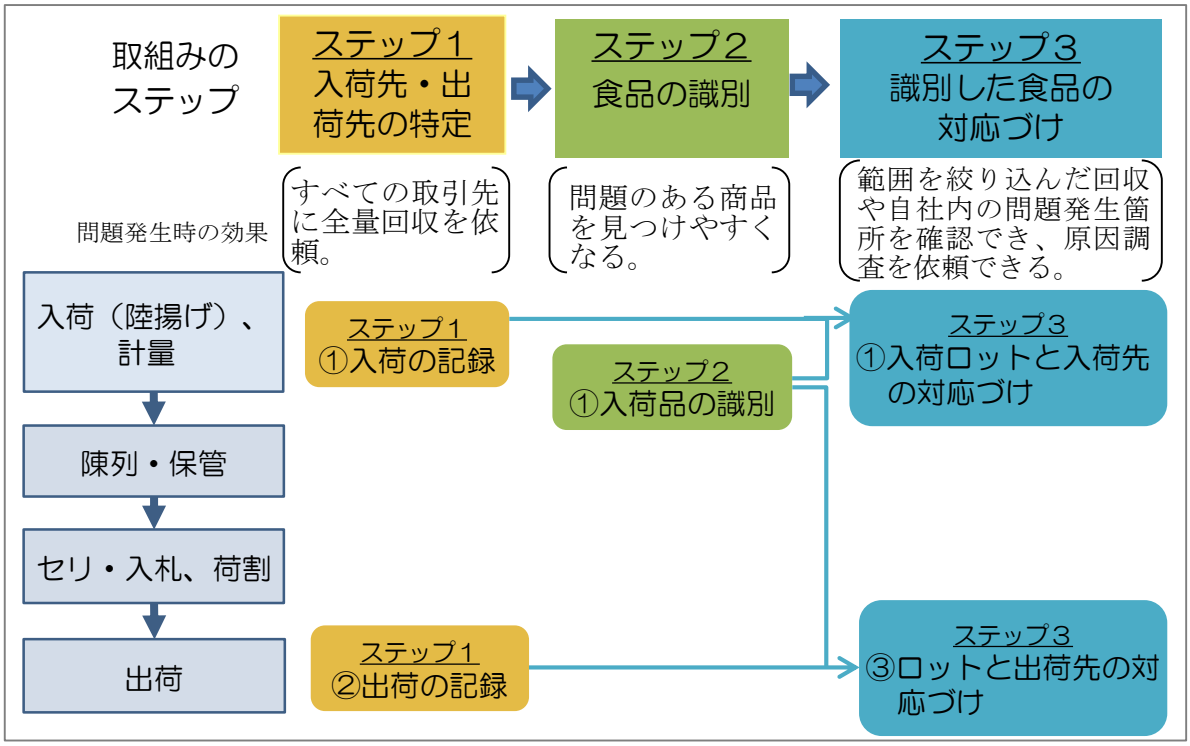

（注）産地市場荷受・漁協から産地仲買業への売り渡しは、産地市場内を移動するだけなので、通常「出荷」という言葉を使いませんが、この「実践的なマニュアル」では、「出荷」という言葉を使っています。

図６　産地市場荷受・漁協の工程における取組みのステップと取組要素
（産地市場荷受・漁協が選別業務を行った上で販売する場合）

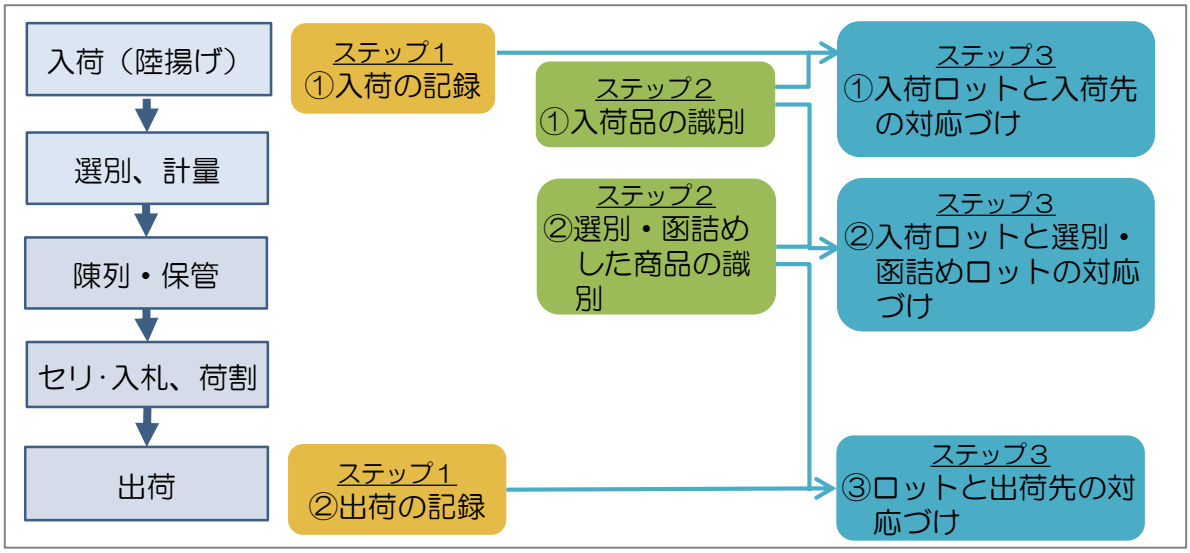

チェックリスト

現在の自社の取組状況を確認し、まだ実施できていないステップや取組要素のページに進みましょう。

ステップ１　「入荷先・出荷先の特定」

基本４項目「いつ（入荷日）、どこから（入荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された入荷記録、基本４項目「いつ（出荷日）、どこへ（出荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された出荷記録が保存されている。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷の記録	□ 入荷した商品について、基本４項目が記載された入荷記録が保存されていますか。	p22
②出荷の記録	□ 出荷した商品について、基本４項目が記載された出荷記録が保存されていますか。	p26

すべて OK ならステップ２のチェックリストへ

ステップ２　「食品の識別」

入荷品や、選別・函詰めした商品について、同じ条件下の商品を記号や番号を用いてひとまとめにして管理（識別）している。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷品の識別	□ 入荷品を管理する**単位**（入荷ロット）を決めていますか。	p36
	□ 入荷品を管理する記号や番号（入荷ロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 入荷品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、入荷品に**表示**していますか。	
②選別・函詰めした商品の識別（自社で選別・函詰めした商品の場合）	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する**単位**（選別・函詰めロット）を決めていますか。	p42
	□ 自社で選別・函詰めをした商品を管理する記号や番号（選別・函詰めロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、商品に**表示**していますか。	

すべて OK ならステップ３のチェックリストへ

ステップ３　「識別した食品の対応づけ」

①入荷品と入荷先、②入荷品と選別・函詰めした商品、③商品と出荷先の対応関係がわかる。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷ロットと入荷先の対応づけ	□ どの入荷品がどの入荷先から入荷したかの対応関係を把握できていますか。	p51
②入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ	（自社で選別・函詰めした商品の場合） □ どの入荷品から、どの選別・函詰めした商品の単位ができたかの対応関係を把握できていますか。	p52
③ロットと出荷先の対応づけ	□ どの商品がどの出荷先に出荷されたかの対応関係を把握できていますか。	p56

3.4 産地仲買業

産地仲買業にとってのトレーサビリティの取組みのステップと取組要素は、処理・選別・函詰めをしない場合には図７、処理・選別・函詰めをする場合には図８のようになります。

図７　産地仲買業の工程における取組みのステップと取組要素
（処理・選別・函詰めをしない場合）

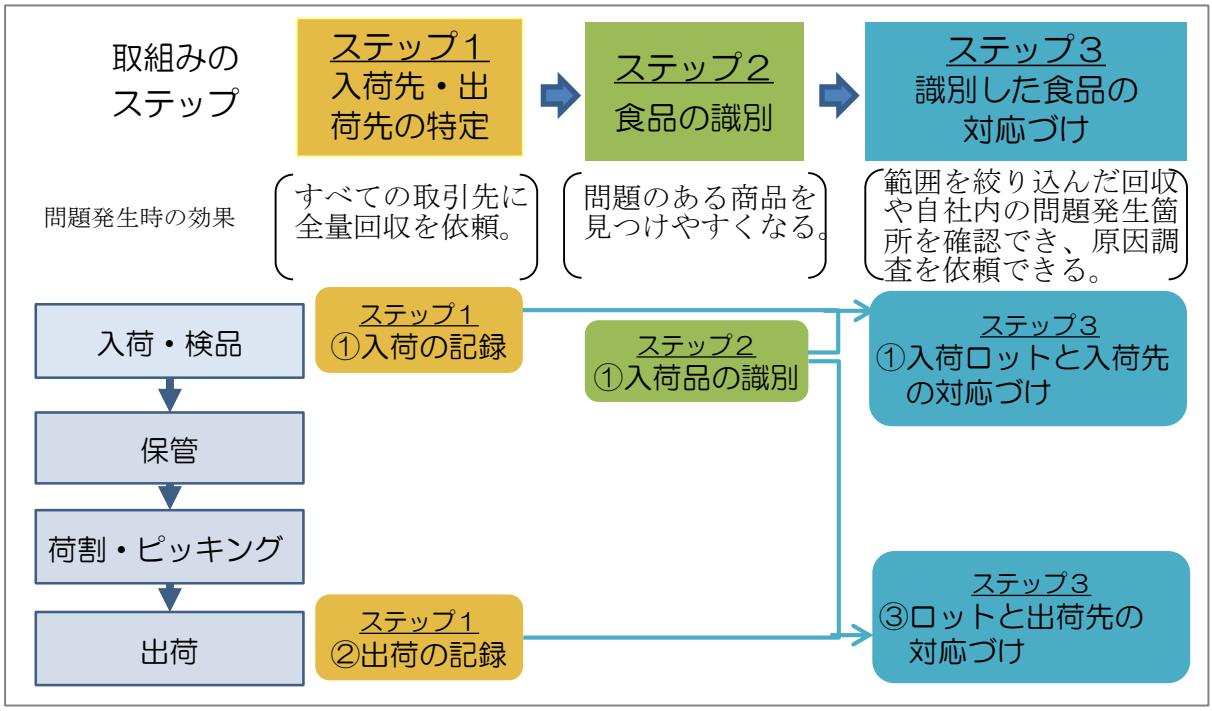

図８　産地仲買業の工程における取組みのステップと取組要素
（処理・選別・函詰めする場合）

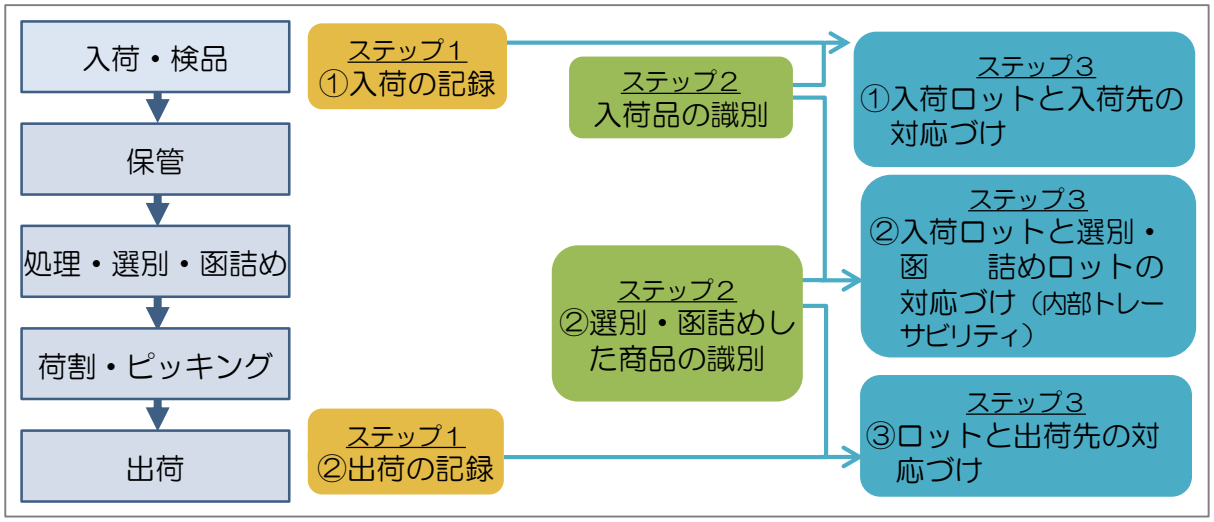

（注）この図で「処理・選別・函詰め」とは、仲買業者が行う、内臓やエラの除去、魚種・サイズ・品質による選別、函詰め等の工程のいずれか、またはその組み合わせを指します。

チェックリスト

現在の自社の取組状況を確認し、まだ実施できていないステップや取組要素のページに進みましょう。

ステップ１　「入荷先・出荷先の特定」

基本４項目「いつ（入荷日）、どこから（入荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された入荷記録、基本４項目「いつ（出荷日）、どこへ（出荷先）、何を（品名）、どれだけ（数量）」が記載された出荷記録が保存されている。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷の記録	□ 入荷した商品について、基本４項目が記載された入荷記録が保存されていますか。	p22
②出荷の記録	□ 出荷した商品について、基本４項目が記載された出荷記録が保存されていますか。	p26

すべて OK ならステップ２のチェックリストへ

ステップ２　「食品の識別」

入荷品や、選別・函詰めした商品について、同じ条件下の商品を記号や番号を用いてひとまとめにして管理（識別）している。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷品の識別	□ 入荷品を管理する**単位**（入荷ロット）を決めていますか。	p36
	□ 入荷品を管理する記号や番号（入荷ロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 入荷品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、入荷品に**表示**していますか。	
②選別・函詰めした商品の識別（自社で選別・函詰めした商品の場合）	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する**単位**（選別・函詰めロット）を決めていますか。	p42
	□ 自社で選別・函詰めをした商品を管理する記号や番号（選別・函詰めロット番号）の割り当て**ルール**を決めていますか。	
	□ 自社で選別・函詰めした商品を管理する記号や番号の表示方法を決めて、商品に**表示**していますか。	

すべて OK ならステップ３のチェックリストへ

ステップ３　「識別した食品の対応づけ」

①入荷品と入荷先、②入荷品と選別・函詰めした商品、③商品と出荷先、の対応関係がわかる。

取組要素	チェック項目	参照先
①入荷ロットと入荷先の対応づけ	□ どの入荷品がどの入荷先から入荷したかの対応関係を把握できていますか。	p51
②入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ	（自社で選別・函詰めした商品の場合） □ どの入荷品から、どの選別・函詰めした商品の単位ができたかの対応関係を把握できていますか。	p52
③ロットと出荷先の対応づけ	□ どの商品がどの出荷先に出荷されたかの対応関係を把握できていますか。	p56

どのステップまで取り組むかの検討

ステップ１は、すべての事業者に確実に取り組んでほしい内容です。日常の取引で使用される納品書や送り状があれば、それを保存することで達成できるので、新たなコストはあまり生じません。

一方、ステップ２やステップ３の取組みは、実施に伴いコストが生じます。どこまで取り組むかは、効果とコストのバランスを考慮し、みずから判断することが必要です。

効果とは、一つには問題発生時の消費者の健康被害の拡大を防ぐことができることです。

また、特にステップ３の取組みは、回収対象の限定、責任の明確化など、事業者自身の損失を小さくするメリットがあります。

■「準備手順・作業手順（例）」の図の見方

・**左側の「準備手順」**は、記録様式を作成するなど、作業手順を組み立てるために準備する手順と留意点を示しています。

　・具体的な対応例を示しているので、そのなかから選択することができます。

　・組み立てた作業手順にもとづいて、現場の作業者向けの作業手順書を作成してもよいでしょう。

・**右側の「作業手順（例）」**は、日常の作業が行われるイメージを示しています。

　・あくまでも一例ですので、自社の取り組みやすさや、経営上・食品衛生上のリスクなどを考慮して、作業手順を組立てましょう。

（詳しくは、各図の次のページからの「解説」を参照してください。）

■取組事例について

本書には「取組事例」を掲載しています。

左側に「基本」「課題対応」と分類を示しました。

・基本：基本的・代表的な取組みの事例

・課題対応：取り扱う品目や取引形態の事情や課題に応じて工夫して取り組んでいる事例

4 ステップ1　漁獲水域・入荷先・出荷先の特定

ステップ１では、漁獲、入荷、および出荷の記録の作成・保存に取り組みます。

欧州連合やアメリカ合衆国では、食品全般について、「入荷の記録」と「出荷の記録」の作成・保存が事業者に義務づけられています。

①漁獲の記録

【内容】　漁獲に関する以下の基本４項目を記録し、保存する。
①いつ、②どの水域で、③どの魚種を、④どれだけ　漁獲したか

【効果】　・特定の時期・水域・魚種に、重金属や化学物質による汚染、寄生虫の存在等の問題があることがあとで判明した場合、自分が漁獲したものに影響があるか判断することができる。
・漁獲水域を表示・伝達する際に、その根拠を示すことができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業

②入荷の記録

【内容】　入荷に関する以下の基本４項目を記録し、保存する。
①いつ、②どこから、③何を、④どれだけ　入荷したか

【効果】　・入荷先を確実に特定することができる。
・問題のある商品が、自社に入荷していないか、すぐに調べることができる。

該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業

③出荷の記録

【内容】　出荷に関する以下の基本４項目を記録し、保存する。
①いつ、②どこへ、③何を、④どれだけ　出荷したか

【効果】　・出荷先を確実に特定することができる。
・問題のある商品を含む全量回収になるが、出荷先に対して回収依頼を確実に伝達でき、事故が起こったときに消費者の健康被害の拡大を防止することができる。

該当業種＝すべての業種

4.1 漁獲の記録

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業】

準備手順

（1）記録様式の決定

どのような記録様式とするか決めましょう

（記録様式の例）

操業日誌・航海日誌

操　業　日　誌

船名　○○丸

	港名	年月日
出港	○○港	○年○月○日
帰港	○○港	○年○月○日

年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量					
			○○	○○	○○	○○		合計
○年○月○日	第1回	北緯○東経○	○kg					○kg
	第2回	○　○	○kg	○kg				○kg
○日	第1回	○　○	○kg		○kg			○kg
	第2回	○　○	○kg			○kg		○kg
	第3回	○　○	○kg					○kg
		合計	○kg	○kg	○kg	○kg		○kg

出荷の記録(代用できる場合)

仕切日＊＊　No.＊＊＊

仕　切　書

(荷主)
＊＊＊　○○○　殿

＊＊＊漁業協同組合

商品名	水域	規格	函数	荷姿	数量	単価	金額	備考
アイナメ	○○	中		kg	1.2	＊＊＊	＊＊＊＊	
ひらめ	○○	小		kg	4.6	＊＊＊	＊＊＊＊	
ひらめ	○○	小		kg	1.1	＊＊＊	＊＊＊＊	
いしがれい	○○			kg	1.4	＊＊＊	＊＊＊＊	
マダイ	○○			kg	2.2	＊＊＊	＊＊＊＊	

※記録様式には、以下の<u>基本４項目がすべて記載されていることが必要</u>です

基本４項目：
①いつ　（漁獲日）
②どの水域で（漁獲水域）
③どの魚種を（魚種名等）
④どれだけ　（数量）

（2）記録の保存方法の決定

どの媒体でどこに保存するか決めましょう

（記録媒体の例）

紙媒体

電子媒体

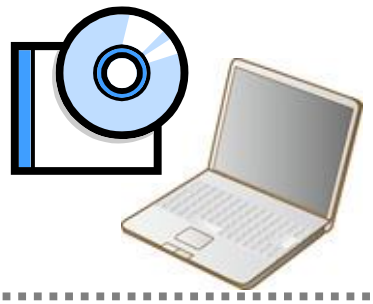

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

作業手順（例）

○ 漁獲の記録の作成

例 ： 操業日誌を活用

操 業 日 誌

船名 ○○丸

	港名	年月日
出港	○○港	○年○月○日
帰港	○○港	○年○月○日

年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量					
			○○	○○	○○	○○		合計
○年○月○日	第1回	北緯○東経○	○kg					○kg
	第2回	○ ○	○kg	○kg				○kg
○日	第1回	○ ○	○kg		○kg			○kg
	第2回	○ ○	○kg			○kg		○kg
	第3回	○ ○	○kg					○kg
		合計	○kg	○kg	○kg	○kg		○kg

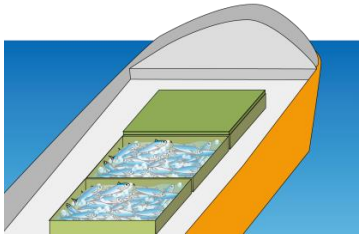

基本４項目について記載もれがないか確認

○ 漁獲の記録の保存

例 ： 航海後に操業日誌をファイルに綴じてロッカーに保存

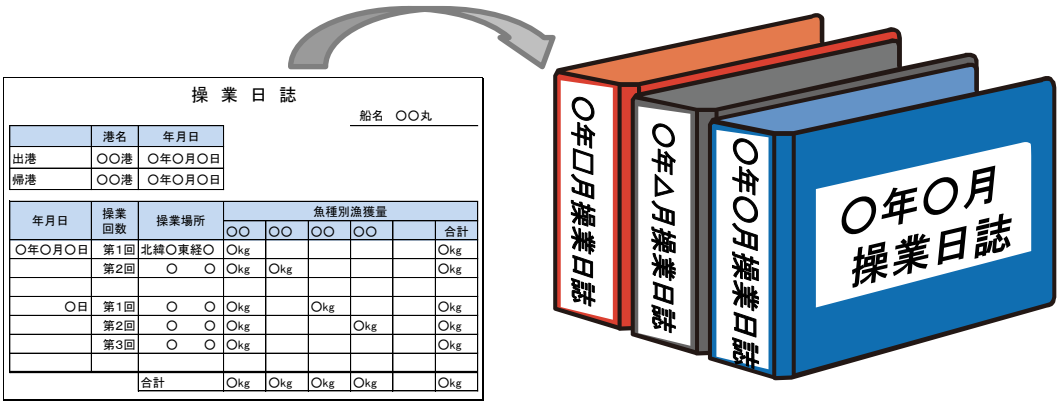

【「漁獲の記録」の解説】

「漁獲の記録」には、①いつ、②どの水域で、③どの魚種を、④どれだけ（数量）漁獲したかという基本４項目がすべて記載されていることが必要です。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

一部の漁業には、法令により、「操業日誌」の作成・保存や、「漁獲実績報告書」の作成・提出が求められています。詳しくは「7.1 記録の保存」（p59）を参照してください。

（１）記録様式の決定

漁獲についての既存の記録様式（操業日誌、漁獲成績報告書など）があれば、そこに基本４項目が記載されているか確認します。

「魚種」や「どれだけ（数量）」は、陸揚げ後の魚種選別や計量を終えるまで、正確にはわからない場合があります。その場合には、漁獲の段階で推定できる範囲（例：全体で約何 kg 程度か。そのうち各魚種はそれぞれ何割程度か）で記載しておきます。雑魚等のいろいろな魚種をまとめて扱う場合には、「その他」等と記載しておきましょう。

「水域」は、漁獲した経度・緯度、または水域名称を記録します。トレーサビリティ確保の観点からは、以下の２つの場合に役立つように、記録することが重要です。

①水域に由来する食品安全上の問題が発生した場合

②水域表示の正しさの確認を求められた場合

水域名称を記録する場合は、出荷先など関係者との間で、その名称がさす海面・内水面の範囲を定めておきます。

また二枚貝のように、漁協等が水域を定め、水域ごとに貝毒・ノロウィルス等の危害要因についての定期的なモニタリングを行っている場合、モニタリング水域と対応した漁獲水域（水域名、または緯度・経度）を記録します。

産地表示法令に対応した水域については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（水産庁）」を参考にしてください。

操　業　日　誌

船名　〇〇丸

	港名	年月日
出港	〇〇港	〇年〇月〇日
帰港	〇〇港	〇年〇月〇日

年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量					
			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		合計
〇年〇月〇日	第1回	北緯〇東経〇	〇kg					〇kg
	第2回	〇　〇	〇kg	〇kg				〇kg
〇日	第1回	〇　〇	〇kg		〇kg			〇kg
	第2回	〇　〇	〇kg			〇kg		〇kg
	第3回	〇　〇	〇kg					〇kg
		合計	〇kg	〇kg	〇kg	〇kg		〇kg

①いつ　②どの水域で　③どの魚種を　④どれだけ

（基本４項目がすべて記載されている場合）
　既存の記録様式に、すでに基本４項目が記載されている場合は、それが「漁獲の記録」の記録様式になります。

One Point!

【複数の漁船で操業している場合は、「どの漁船が」も重要】

　複数の漁船で操業している場合には、上記の基本４項目に加え「どの漁船が」を加えた５項目の情報を記録します。

（基本４項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する
　足りない項目を記入する欄を設けるなど、記録様式を改めます。

（既存の記録様式がない場合）記録様式を作成する
　既存の記録様式がない場合は、記録様式を作成します。

「出荷の記録」により「漁獲の記録」を兼ねることができる場合
　沿岸での小規模な海面漁業・内水面漁業のように、１航海が１日または１晩のみであって、漁獲する水域が常に同じであり、かつ漁獲したもの全体を１つの産地市場等にただちに陸揚げし出荷する場合には、「出荷の記録」（たとえば産地市場の発行する仕切書）があれば、「漁獲の記録」を兼ねることができます。

（２）保存方法の決定

　漁獲の記録の保存方法を決めましょう。
　書類をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。
　記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p59）を参照してください。

基本　取組事例１：操業日誌を作成

　底曳網漁業者Ａさんは、１晩操業し、翌朝漁協に出荷します。Ａさんは漁船にノートを持ち込み、１日１ページぶんの操業日誌にしています。日付のほか、投網するごとに水揚の時刻・水深・緯度経度を記録しています。
　魚種や漁獲量は操業日誌には記載しませんが、操業後ただちに漁協に出荷するので、操業日誌のほかに仕切書を保存しておくことにより、その日に漁獲した魚種・漁獲量を明らかにできます。

4.2 入荷の記録

【該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業】

準備手順

（1）記録様式の決定

どのような記録様式とするか決めましょう

（記録様式の例）

入荷先からの販売明細

販売明細

買受人
株式会社○○水産　殿

票発行日 2014年 9月18日
伝票番号 ＊＊＊＊＊
取引日 2014年 9月18日

○○漁業協同組合
〒…… TEL…

船名	品名	水域	品質サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	備考
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	****	*****	
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	****	*****	
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	****	****	
＊＊＊丸	○○	○○沖	優	**	**	**	****	****	
＊＊＊丸	○○	○○沖	良	**	**	**	****	****	
小 計						**		*****	
消 費 税								*****	
合 計								*****	

台帳

肥入網-管理(下敷)

入荷記録

入荷年月日	入荷先	品名	数量	備考
13. 8. 27	(株)○○商事	△△しょうゆ	1ケース	
8. 28	(株)××商事	○○社 米みそ	8個	
〃	〃	□□社 米みそ	10個	

「取組手法編」の様式

…「取組手法編」p 10
（様式①－1）参照

※記録様式には、以下の<u>基本４項目がすべて記載されていることが必要</u>です

基本４項目：
①いつ　（入荷日）
②どこから（入荷先）
③何を　（品名）
④どれだけ（数量）

（2）記録の保存方法の決定

どの媒体でどこに保存するか決めましょう

（記録媒体の例）

紙媒体

電子媒体

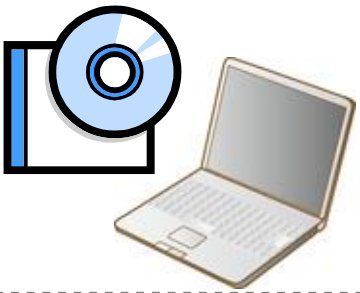

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

作業手順（例）

○ 入荷の記録の作成

自社で記入する手間が要らない例です

例 ： 入荷先からの販売明細を活用

買受人
株式会社○○水産　殿

票発行日 2014年　9月18日
伝票番号　＊＊＊＊＊＊
取引日　2014年　9月18日

販売明細

○○漁業協同組合
〒・・・・・・・・・　TEL・・・

船名	品名	水域	品質サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	備考
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	****	*****	
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	****	*****	
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	****	****	
＊＊＊丸	○○	○○沖	優	**	**	**	****	****	
＊＊＊丸	○○	○○沖	良	**	**	**	****	****	
小　計						**		******	
消　費　税								*****	
合　計								******	

販売明細を入荷先から入手

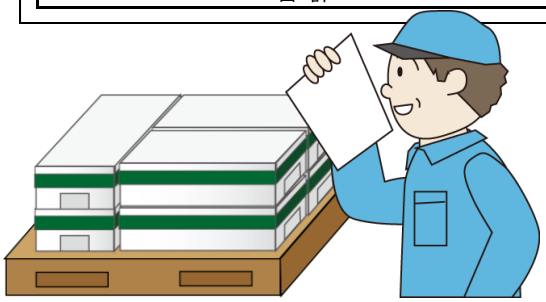

入荷品と販売明細の内容が一致するか確認（照合）

（基本４項目について記載もれがないかも併せて確認）

○ 入荷の記録の保存

例 ： 入荷先から受領した「販売明細」をファイルに綴じてロッカーに保存

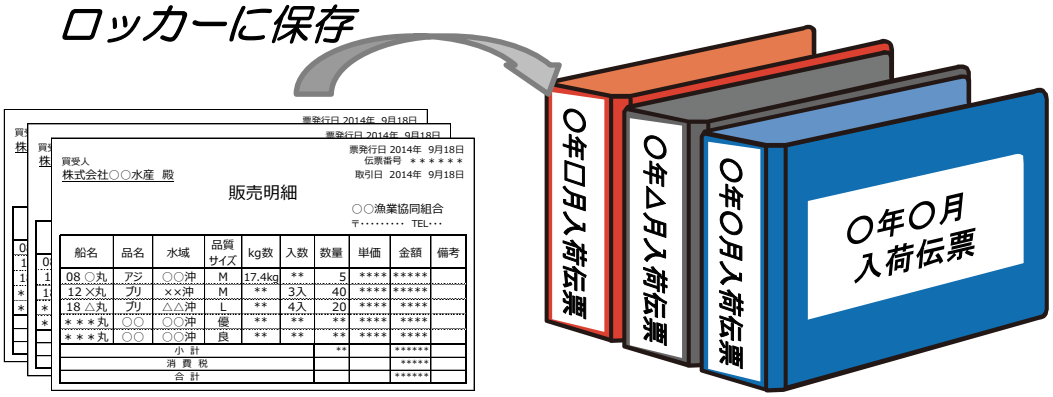

【「入荷の記録」の解説】

「入荷の記録」には、①いつ（入荷日）、②どこから（入荷先）、③何を（品名）、④どれだけ（数量）という基本４項目がすべて記載されていることが必要です。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）記録様式の決定

入荷についての既存の伝票（入荷伝票、納品書、送り状）や台帳（仕入台帳など）を集め、基本４項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名）」の項目については、魚種（または魚種を特定できる品名）が基本です。水域・サイズ・品質などを加えることもできます。

雑魚等のいろいろな魚種をまとめて扱う場合には、「その他」等と記載しておきましょう。

（基本４項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票や台帳に、すでに基本４項目が記載されている場合は、それが「入荷の記録」の記録様式になります。

【入荷先からの販売明細を活用する例】

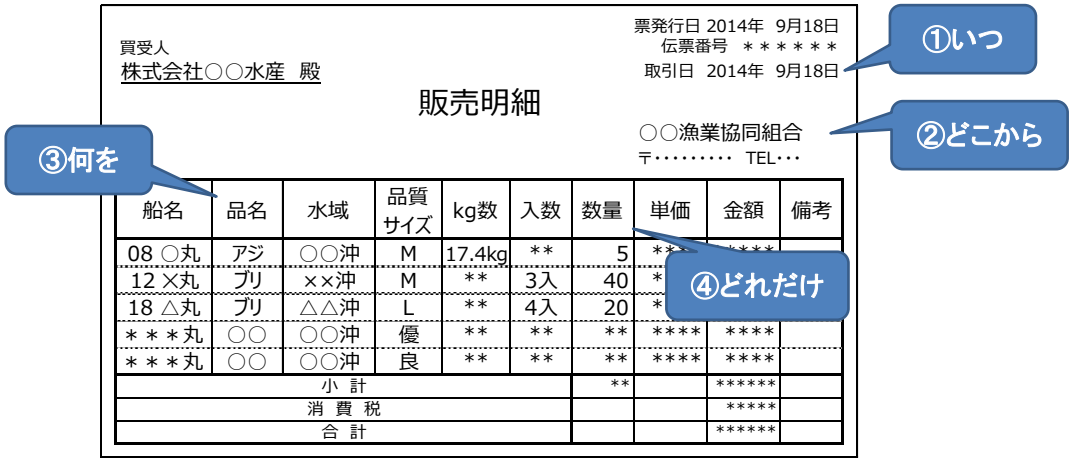

買受人
株式会社○○水産　殿

票発行日 2014年　9月18日
伝票番号　＊＊＊＊＊＊
取引日　2014年　9月18日

販売明細

○○漁業協同組合
〒・・・・・・・・・　TEL・・・

船名	品名	水域	品質サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	備考
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	**	****	
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	*		
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	*		
＊＊＊丸	○○	○○沖	優	**	**	**	****	****	
＊＊＊丸	○○	○○沖	良	**	**	**	****	****	
小　計						**		******	
消　費　税								*****	
合　計								******	

One Point!

【複数の事業所がある場合は、「どこへ」も重要】

自社の事業所が複数ある場合や、入荷に関わる物流業務を第三者に委託している場合には、上記の基本４項目に加え、「どこへ（入荷した事業所）」を加えた５項目の情報を記録します。

（基本４項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票や台帳の様式を改めます。納品書のように、入荷先が伝票を作成している場合は、必要な項目を記載するよう、入荷先に依頼しましょう。

入荷先と現金取引をしていて伝票が発生しない場合でも、記録を残しましょう。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票や台帳がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p10（様式①-1）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

One Point!

【入荷・検品時の照合】

入荷先から受け取った販売明細書・荷渡票等の書類を「入荷の記録」とする場合には、「入荷の記録」に記載された情報（特に品名や数量）と実際の品物とが一致しているか確認します（照合）。

入荷・検品時の照合は、基本的な業務の一つですが、トレーサビリティのために正しい記録を残すという観点からも、重要な作業ですので、確実に実施しましょう。

養殖業の留意点

・仕入れる稚魚・中間魚だけでなく、餌料、薬剤についても「入荷の記録」に取り組みましょう。

産地市場荷受・漁協の留意点

・通常は、漁業者に提供する仕切書の自社控えや、その発行元の情報システムのデータを「入荷の記録」にできます。これらの記録様式やシステムに、必要な事項があるか、確認しましょう。

・産地市場荷受・漁協が選別を行った上で入札・セリを行うときには、入荷した単位（選別前の単位）そのものの「入荷の記録」がない場合があります。その場合、選別済み品の記録（たとえば「販売明細」や「販売目録」、「仕切書」の自社控え）に入荷先が記載されていれば、「入荷の記録」を兼ねることができます。

産地仲買業の留意点

・産地市場荷受・漁協からの仕入れでは、取引後に受け取る「荷渡票」や「販売明細」、「販売目録」、「販売代金計算書」等を「入荷の記録」にできると考えられます。必要な事項があるか、確認しましょう。

（２）保存方法の決定

入荷の記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p59）を参照してください。

課題対応　取組事例２：　産地仲買業による一時的な「入荷の記録」の作成

産地仲買業Ｂ社のいる産地市場では、毎朝の入札の結果をまとめた「販売明細」が荷受から提供されます。ここには、仲買業者にとっての「入荷の記録」として十分な情報が記載されています。しかし、受領するのは午後になるため、午前中に行う検品・受注対応、立て替え作業等には使うことができません。

そこで、Ｂ社の入札担当者は、みずからが落札した水産物について、日付、品名、数量、単価をノートに手書きで記録しておきます。そして、このノートをもとに入荷検品を行います。

荷受から「販売明細」を受領したら、ノートと一致していることを確認します。そして「販売明細」を「入荷の記録」として保存します。

4.3 出荷の記録

【該当業種＝すべての業種】

準備手順

（1）記録様式の決定

どのような記録様式とするか決めましょう

（記録様式の例）

納品書の控え

… p28参照

発行日 2014年9月19日 No.＊＊＊
納品日 2014年9月19日

お得意先コード お得意先名
＊＊＊ ○○スーパー 殿

納品先コード 納品先名
＊＊＊ X店 様

株式会社○○水産
TEL･FAX：＊＊＊＊-＊＊＊＊

納 品 書 (控)

商品コード	商品名	水域	重量･入数	数量	単価	金額	備考
＊＊＊＊	アジ	○○沖	4kg	10.0	＊＊＊＊	＊＊＊＊	
＊＊＊＊	アジ	○○沖	5kg	4.0	＊＊＊＊	＊＊＊＊	
＊＊＊＊	ブリM	××沖	4入	30.0	＊＊＊＊	＊＊＊＊	
＊＊＊＊	ブリL	△△沖	4入	10.0	＊＊＊＊	＊＊＊＊	
					小計	＊＊＊＊	
					消費税	＊＊＊＊	
					総合計	＊＊＊＊	

台帳

「取組手法編」の様式

… 「取組手法編」p 11
（様式①－2）参照

記入例：蛍光(下面)
出荷/販売記録

年月日	出荷先	品名	数量	備考
15. 8. 27	(株)○○商事	○○せんべい	1ケース	
8. 28	(株)××商店	◇◇社 クッキー	2箱	
〃	〃	□□社 クッキー	5箱	

※記録様式には、以下の基本４項目がすべて記載されていることが必要です

基本４項目：
①いつ　（出荷日）
②どこへ　（出荷先）
③何を　（品名）
④どれだけ（数量）

（2）記録の保存方法の決定

どの媒体でどこに保存するか決めましょう

（保存媒体の例）

紙媒体

電子媒体

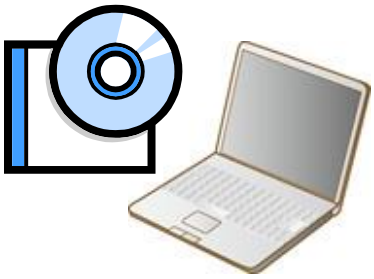

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

作業手順（例）

○ 出荷の記録の作成

既存の納品書の控えを活用する例です

例 ： 納品書の控えを活用

発行日 2014年9月19日 No.＊＊＊
納品日 2014年9月19日

お得意先コード　お得意先名
＊＊＊　○○スーパー 殿
納品先コード　納品先名
＊＊＊　X店 様

株式会社○○水産
TEL･FAX：****-****

納 品 書 (控)

商品コード	商品名	水域	重量･入数	数量	単価	金額	備考
＊＊＊＊	アジ	○○沖	4kg	10.0	****	****	
＊＊＊＊	アジ	○○沖	5kg	4.0	****	****	
＊＊＊＊	ブリM	××沖	4入	30.0	****	****	
＊＊＊＊	ブリL	△△沖	4入	10.0	****	****	
					小計	＊＊＊＊	
					消費税	＊＊＊＊	
					総合計	＊＊＊＊	

納品書（控えを含む）を作成

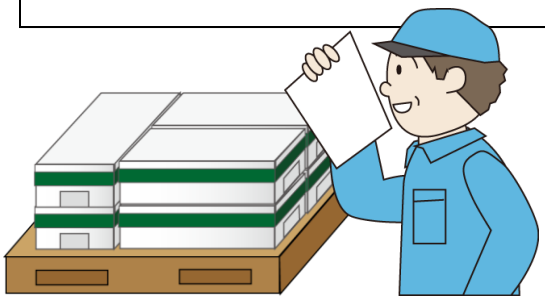

出荷品と納品書の内容が一致するか確認（照合）

（基本４項目について記載もれがないかも併せて確認）

○ 出荷の記録の保存

例 ： 納品書の控えをファイルに綴じてロッカーに保存

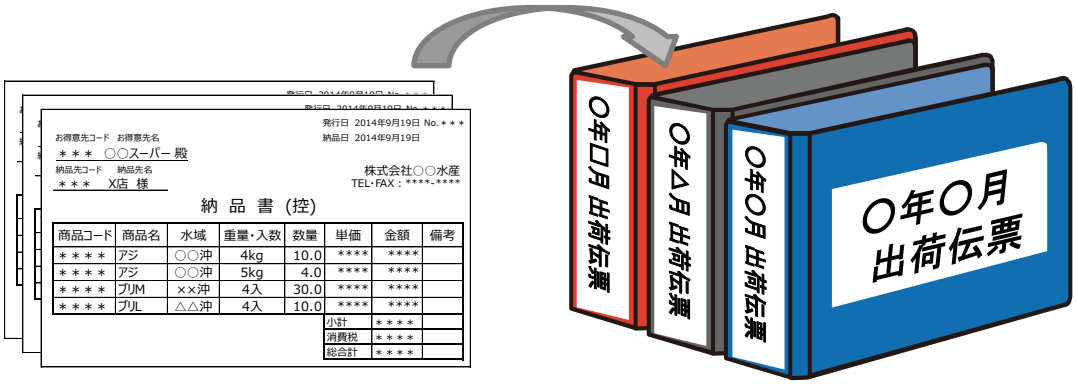

【「出荷の記録」の解説】

「出荷の記録」には、①いつ（出荷日）、②どこへ（出荷先）、③何を（品名）、④どれだけ（数量）という基本４項目がすべて記載されていることが必要です。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）記録様式の決定

出荷についての既存の伝票（出荷伝票、納品書、送り状など）の控えや台帳（出荷台帳など）を集め、基本４項目が記載されているか確認します。

「③何を（品名）」の項目については、魚種（または魚種を特定できる品名）が基本です。他の商品と混同しないように記録する必要があります。

（基本４項目がすべて記載されている場合）

既存の伝票の控えや台帳に、すでに基本４項目が記載されている場合は、それが「出荷の記録」の記録様式になります。

複数の水域の水産物を取り扱う事業者の場合、出荷の際に記録・伝達する「水域」の正しさを確保するには、ステップ２やステップ３②の取組みが必要です。詳細はステップ２（p30～）やステップ３（p48～）の説明をご覧ください。

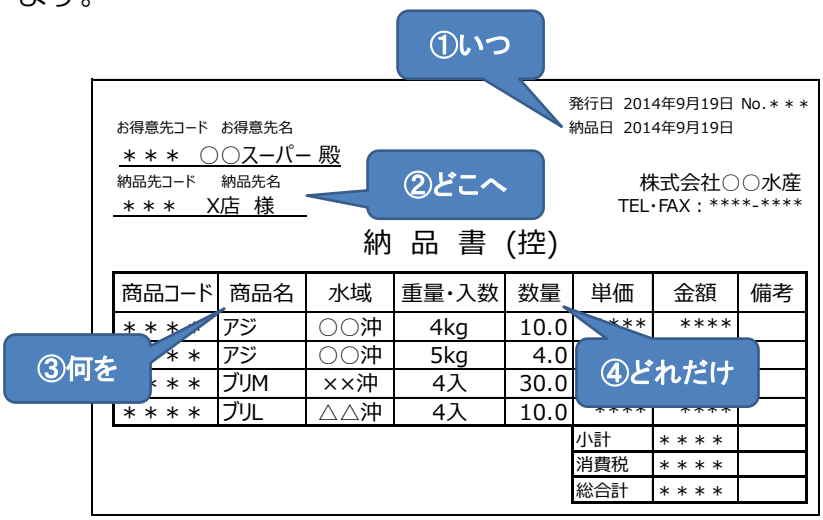

（基本４項目について、足りない項目がある場合）足りない項目を追加する

足りない項目を記入する欄を設けるなど、伝票の様式を改めます。出荷先が記録を作成している場合は、必要な情報を記載するよう、出荷先に依頼しましょう。

One Point!

【複数の事業所がある場合は、「どこから」も重要】

自社の事業所が複数ある場合や、出荷に関わる物流業務を第三者に委託している場合には、上記の基本４項目に加え、「どこから（出荷した事業所）」を加えた５項目の情報を記録します。

（既存の伝票や台帳がない場合）記録様式を作成する

既存の伝票の控えや台帳がない場合は、記録様式を作成します。直接、消費者や消費地の小売業者、外食業者に販売する場合も、記録を残しましょう。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p11（様式①-2）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

海面漁業・内水面漁業の留意点

・産地市場に出荷する場合には、通常、荷受から取引後に受け取る「仕切書」等が「出荷の記録」となります。
・海面漁業・内水面漁業の事業者では、みずからは「出荷の記録」を作成せず、荷受から受け取った「仕切書」を受け取って保存する場合が多いようです。しかし、なるべく漁業者自身が「出荷伝票」等を作成し荷受等に提供するとともに、みずから控えを保存することをお奨めします。漁業者自身が魚種や数量、さらには漁獲水域を伝票等に記載し伝えることにより、荷受側で伝票の記載と現品を照合して魚種や数量の確認ができ、記録がより正確かつ容易になります。漁獲水域も正確に伝わります。

養殖業の留意点

・通常、納品伝票や送り状の控えが「出荷の記録」になります。

産地市場荷受・漁協の留意点

・通常、産地仲買等に対する計算書の控えや、計算書等を作成する元になる情報システムのデータが、「出荷の記録」になります。

産地仲買業の留意点

・通常、納品伝票や送り状の控えが「出荷の記録」になります。

（２）記録の保存方法の決定

出荷の記録の保存方法を決めましょう。

伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりするなどの方法があります。いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。

記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

記録の保存期間の設定については、「7.1 記録の保存」（p59）を参照してください。

海面漁業・内水面漁業の留意点

・産地市場荷受・漁協から受領する「仕切書」等の書類を「出荷の記録」にする場合は、その保存方法を決めましょう。漁業者自身が、きちんと保存しなければ、トレーサビリティはできません。

5 ステップ2　食品の識別

ステップ２では、①漁獲物の識別（※海面漁業・内水面漁業のみ該当）または①入荷品の識別（※海面漁業・内水面漁業以外が該当）、②選別・函詰めした商品の識別、に取り組みます。

食品を識別して、問題の食品を見つけやすくしましょう。

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。
具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

①漁獲物の識別

【内容】　漁獲物のロット（識別単位）を定め、魚体にロット番号を表示したり魚倉ごとに収納し魚倉の番号を記録したりすることにより、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】　・一航海の陸揚げのうち、特定の水域・操業における漁獲物に問題があったとき、問題のある漁獲物を特定し処分することができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業

①入荷品の識別

【内容】　入荷品のロット（識別単位）を定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】　・入荷品に問題があったとき、ロット番号を目じるしとして、問題のある入荷品を探しやすくすることができる。
・入荷品の在庫状況を把握しやすくすることができる。

該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業

②選別・函詰めした商品の識別

【内容】　選別・函詰めした商品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにする。

【効果】　・問題が発生したとき、ロット番号を手がかりに、自社内にある問題のあるロットを探し出しやすくすることができる。
・出荷先や消費者に対して、問題のある商品のロット番号を知らせ、撤去・回収を依頼することができる。
・選別・函詰めした商品の在庫状況を把握しやすくすることができる。

該当業種＝すべての業種（処理・選別・函詰め等の工程に伴って、ロットの統合・分割をする場合）

「ステップ２②選別・函詰めした商品の識別」が必要ない場合

仕入れた水産物を、選別・函詰めすることなく、そのまま出荷する場合は、通常「②選別・函詰めした商品の識別」は必要ありません。

5.1 漁獲物の識別

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業】

準備手順

（1）漁獲ロットの定義

操業の実情に合わせて、どのような漁獲ロットとするか決めましょう

（定義の例）

- 【魚種コード（または魚種名）、漁獲日、操業回、漁獲水域】が同一
- 【魚種コード（または魚種名）、漁獲日、魚体通し番号】が同一
- 【漁獲日、操業回】が同一(複数の魚種が混獲される場合)　等

（2）漁獲ロット番号の割り当てルールの決定

どのような番号を割り当てるか決めましょう

（割り当てルールの例）

- 漁船名＋魚種コード（または魚種名）　＋ 漁獲日 ＋ 操業回＋ 漁獲水域名
- 漁船名＋魚種コード（または魚種名）　＋ 漁獲日 ＋ 魚体通し番号
- 漁船名＋漁獲日 ＋ 操業回 ＋ 漁獲水域　等

（3）漁獲ロット番号の表示方法の決定

どのように番号を表示するか決めましょう

（表示方法の例）

手書き

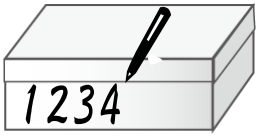

1234

ラベル・番号札

（4）漁獲ロット番号の記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

（記録様式の例）

「漁獲の記録」（p20）を活用

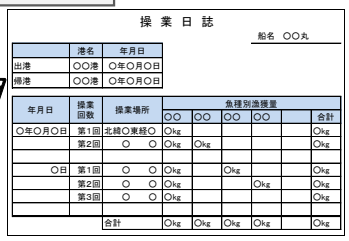

操　業　日　誌

船名　○○丸

	港名	年月日
出港	○○港	○年○月○日
帰港	○○港	○年○月○日

年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量					
			○○	○○	○○	○○		合計
○年○月○日	第1回	北緯○東経○	○kg					○kg
	第2回	○　○	○kg	○kg				○kg
○日	第1回	○　○	○kg		○kg			○kg
	第2回	○　○	○kg			○kg		○kg
	第3回	○　○	○kg					○kg
		合計	○kg	○kg	○kg	○kg		○kg

新たに様式を作成（p35）

魚倉明細

漁船名：＊＊○○丸

漁獲日 操業回	＊月＊日　1回目	＊月＊日　2回目	＊月＊日　3回目
水域	○○海区	○○海区	○○海区
魚種	アジ　8割 ゴマサバ　2割	アジ　6割 ゴマサバ　4割	アジ　9割 ゴマサバ　1割
数量	8　トン	12　トン	8　トン
魚倉No. 1	8		
魚倉No. 2		7	
魚倉No. 3		3	
魚倉No. 4			4
魚倉No. 5			4

（5）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

※下の図では、ロット番号の一部に日付や水域名など、ロットの定義に対応する番号や記号を用いる例を示していますが、これはロット番号に日付や水域名を含めることを目的としたものではありません。ロット番号は他のロットと識別できる固有の番号のことであり、意味をもたない番号でよく、日付や水域名の利用は、ロット番号を固有の番号にするための簡便な手段の一つです。

作業手順（例）

○漁獲ロット番号の作成

【漁船名・魚種名・漁獲日・魚体通し番号】が同一と定義（大型魚の例）

例：漁船名＋魚種名
（文字）　（文字）
＋漁獲日＋魚体通し番号
（6桁）　（1桁）

＊＊○○丸－マグロ－140901－1

…漁船＊＊○○丸が
2014年9月1日の
１回目の操業で漁獲したマグロ

○漁獲ロット番号の作成

【漁船名・漁獲日・操業回・水域】が同一と定義（小型魚混獲の例）

例：漁船名＋漁獲日＋操業回
（文字）　（6桁）　（1桁）
＋海区番号
（3桁）

＊＊○○丸－140901－1－123

…　漁船＊＊○○丸が
2014年9月1日の1回目の操業で
123海区で漁獲したロット

○漁獲ロット番号を表示

例：魚体に操業回を示す番号札をつける

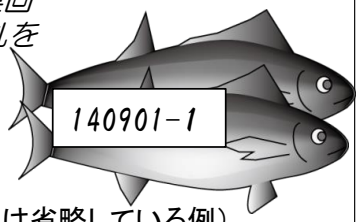

（漁船名・魚種名は省略している例）

○漁獲ロット番号を表示

例：魚倉に番号をつけておき、魚倉番号と漁獲ロット番号を対応づける

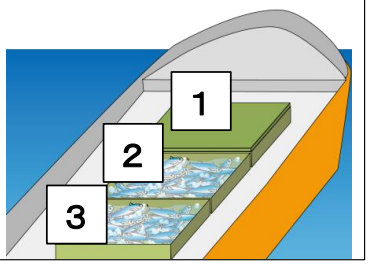

○漁獲記録を活用

例：「漁獲の記録」を生かす

ロットの定義である
【漁船名、魚種名、漁獲日、操業回】
がすでに記載されていれば
それを使える

○操業回と魚倉番号を対応づけ

例：　漁船名を記した魚倉明細に記入

魚倉明細

漁船名：＊＊○○丸

漁獲日 操業回	＊月＊日　1回目	＊月＊日　2回目	＊月＊日　3回目
水域	○○海区	○○海区	○○海区
魚種	アジ　8箱 ゴマサバ　2箱	アジ　6箱 ゴマサバ　4箱	アジ　9箱 ゴマサバ　1箱
数量	8　トン	12　トン	8　トン
魚倉No. 1	8		
魚倉No. 2		9	
魚倉No. 3		3	
魚倉No. 4			4
魚倉No. 5			4

魚倉番号と漁獲ロット番号（漁獲日+操業回+海区）を対応づけて記録する

○記録を保存する

【「漁獲物の識別」の解説】

漁獲物のロット（識別単位）を定め、魚体にロット番号を表示したり、漁獲物を収容した魚倉ごとに区分したりすることにより、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

ロットとは、「ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・半製品・製品のまとまり」のことをいいます。

漁獲ロットとは、「漁獲物をひとまとめにして管理する単位（まとまり）」のことをいいます。

（１）漁獲ロットの定義の決定

漁獲物を、どのような条件で１つの漁獲ロットとするか、決めます。

魚種ごと・操業１回ごと・水域ごと、１つのロットにするのが基本です。ただし、操業の実情に合わせた定義にします。以下のような例が考えらます。

- 複数の魚種が混獲され、直ちには選別しない場合には、「操業１回ごと・水域ごと」とする
- 航海期間が長い漁業や操業回数が多い漁業では、「操業１回ごと」のかわりに、「操業期間ごと」「操業１日（あるいは一晩）ごと」にする

（２）漁獲ロット番号の割り当てルールの決定

１つのロットに対して、固有の１つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

- 同一の魚種・操業回・水域で１つのロットにする場合：
  漁船コード（または漁船名）＋魚種コード（または魚種名）＋漁獲日＋操業回＋水域番号
- 同一の魚種・操業回で１つのロットにする場合（操業回ごとの操業水域を記録しており、操業中の水域が同一である場合。以下同じ）：
  漁船コード（または漁船名）＋魚種コード（または魚種名）＋漁獲日＋操業回
- 大型の魚種であって魚体ごとに１つの単位（ロット）にする場合：
  漁船コード（または漁船名）＋魚種コード（または魚種名）＋漁獲日＋魚体通し番号
- 同一の操業回で１つのロットにする場合：
  漁船コード（または漁船名）＋漁獲日＋操業回（複数の魚種が混獲される場合の例）

コードとは、「数字や記号等であらわす略号や符号」のことをいいます。

出荷先事業者や産地市場を構成する事業者全体で、使用するコードやロットの割り当て方を定めておくと、トレーサビリティの取組効果を大きくすることが期待できます。詳しくは「7.2 出荷先へのロット番号の伝達」（p61）や「7.3 産地市場におけるトレーサビリティ向上」（p62）を参照してください。

（３）漁獲ロット番号の表示方法の決定

漁獲ロットへのロット番号の表示方法を決めます。

マグロのような大きな魚の場合は、魚体に番号札をつける方法があります。

船内のタンクや魚倉に納める場合には、収納中はタンクや魚倉の番号を利用することができます。（４）の記録様式に漁獲ロット番号とそれを収納したタンク番号との対応がわかるように記載します。

また、簡便法ですが、漁獲ロット番号を「漁船名＋魚種名＋漁獲日＋操業回」とした場合に、魚種名は見ればわかるならば、魚種名を省き、漁獲日や操業回だけを表示することもできます。

（４）漁獲ロット番号の記録様式の決定

漁獲ロット番号を「漁獲の記録」に記録します。

魚倉明細

漁船名：＊＊○○丸

漁獲日 操業回	＊月＊日　1回目	＊月＊日　2回目	＊月＊日　3回目
水域	○○海区	○○海区	○○海区
魚種	アジ　8割 ゴマサバ　2割	アジ　6割 ゴマサバ　4割	アジ　9割 ゴマサバ　1割
数量	8　トン	12　トン	8　トン
魚倉No. 1	8		
魚倉No. 2		9	
魚倉No. 3		3	
魚倉No. 4			4
魚倉No. 5			4

左の記録様式の例では、漁船名・漁獲日・操業回・水域の組み合わせが漁獲ロット番号に当たります。

漁獲ロットの決め方によっては、追記の必要がない場合があります。「漁獲の記録」には、通常、漁船名・漁獲日・操業回が記録されるので、たとえば、同一漁船・同一漁獲日・同一操業回で漁獲ロットを定義した場合は、漁船名・漁獲日・操業回の記録が漁獲ロット番号の代用になります。

（５）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1　記録の保存」を参照してください。

基本　取組事例３：遠洋マグロ延縄漁船における漁獲物の識別

遠洋マグロ漁船は一般に、航海が１年以上に及びます。

漁船内では漁獲物を、漁獲水域と操業期間（たとえば 30 日間）が同一であることを条件に１つの漁獲ロットと定義しています。ロットごとに色をきめ（１航海のなかで重複しないようにします）、尾部にその色のビニールひもを取りつけます。

操業日誌には、日々の漁獲量（漁獲日ごと魚種ごとの重量と尾数）を記録します。

冷凍保存する魚倉には、漁獲物をおおむねロットごとに積んでいますが、それに加えて尾部のビニールひもの色により、ロットを確実に識別できます。陸揚げ後はただちにロットごと、魚種ごとに分けられ、販売されていきます。

5.2 入荷品の識別

【該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業】

準備手順

（1）入荷ロットの定義

取引の実情に合わせて、
どのような入荷ロットとするか決めましょう

（定義の例）

- 【魚種コード（または魚種名）、水域、入荷日、入荷先】が同一
- 【魚種名、水域、入荷日、サイズ・品質等コード、漁船名】が同一
- 【水域、入荷日、漁船名】が同一（複数の魚種をまとめて扱う場合）等

（2）入荷ロット番号の割り当てルールの決定

どのような番号を
割り当てるか決め
ましょう

（割り当てルールの例）

- 魚種コード（または魚種名）＋ 水域名 ＋ 入荷日 ＋ 入荷先
- 魚種名＋入荷日＋サイズ・品質等コード＋漁船名
- 水域名＋入荷日＋漁船名　　等

（3）入荷ロット番号の表示方法の決定

どのように番号を表示
するか決めましょう

（表示方法の例）

手書き

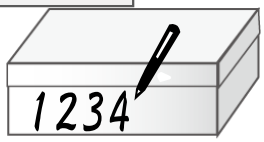

1234

ラベル・番号札

（4）入荷ロット番号の記録様式の決定

どの様式に記録する
か決めましょう

（記録様式の例）

新たに様式を作成

「入荷の記録」

… p 40と
同じ

「取組手法編」の様式

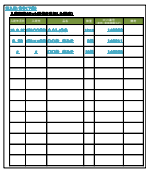

… 「取組手法編」p 12
（様式②-1,②-2）参照

（5）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

※下の図では、ロット番号の一部に日付や水域名など、ロットの定義に対応する番号や記号を用いる例を示していますが、これはロット番号に日付や水域名を含めることを目的としたものではありません。ロット番号は他のロットと識別できる固有の番号のことであり、意味をもたない番号でよく、日付や水域名の利用は、ロット番号を固有の番号にするための簡便な手段の一つです。

作業手順（例）

○入荷ロット番号の作成

【魚種名・水域・入荷日・入荷先】が同一と定義（漁船からタンクで入荷した場合の例）

例：魚種名＋水域名＋入荷日
（文字）（文字）（4桁）
＋入荷先記号
（2桁）

○○-□□0901AB

…9月1日に入荷先ABから入荷した□□産の ○○

○入荷ロット番号の作成

【魚種名・入荷日・サイズ・品質、漁船名】が同一と定義（函詰めされた鮮魚が入荷した場合の例）

例：魚種名＋入荷日
（文字）（4桁）
＋サイズ・品質記号＋漁船名
（文字）（文字）

○○大0901＊丸

…2014年9月1日に入荷した○○（大サイズ、漁船＊丸）

○入荷ロット番号を表示

例：手書きラベルを貼付

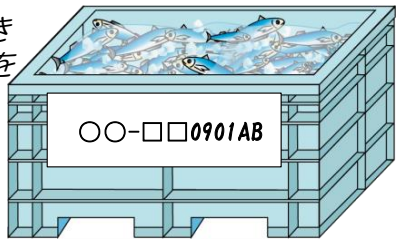

○入荷ロット番号を表示

例：手書きラベルを貼付（パレット毎に1枚）

（魚種名は魚函の表示を生かす）

○入荷ロット番号を記録

例：「入荷の記録」を生かす

ロットの定義である
【魚種名、水域名、入荷日、サイズ・品質、入荷先（または魚船名）】が
すでに記載されていれば、それを使える

○記録を保存する

【「入荷品の識別」の解説】

入荷品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

ロットとは、「ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・半製品・製品のまとまり」のことをいいます。

入荷ロットとは、入荷品をひとまとめにして管理する単位（まとまり）」のことをいいます。

（１）入荷ロットの定義の決定

入荷品を、どのような条件で１つの入荷ロットとするか、決めます。

１つの入荷先から同時に入荷した、同じ魚種の入荷品の単位を、１つの入荷ロットとするのが基本です。

雑魚等のいろいろな魚種をまとめて扱う場合もあります。取引の実情や用途によって、ロットは異なります。

入荷先がロットを定義し（たとえば漁獲日別、漁船別、サイズ・品質別、水域別など）その単位で出荷している場合は、そのロットを引き継いで入荷ロットとします。

そうでない場合は、入荷した段階でロットを定義します。

入荷先のロットを引き継げるのは、具体的には、入荷先のロットが適切に定義され（異なる漁獲日のものを一緒にしていないなど）、入荷品にロット番号が表示され、かつ入荷先から伝票等によりロット番号とロットごとの数量が伝達されている場合を指します。詳しくは「7.2 出荷先へのロット番号の伝達」（p61）を参照してください。

輸入品についても、入荷（通関）段階から、同じように扱うことができます。

One Point!

入荷ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

①食品安全のためのリスク管理をしやすくするため、同じようなリスクを持つものを１つにまとめておくことが必要です。そのためなるべく「同一の条件」で漁獲・処理（冷却など）されたものの範囲で、１つの入荷ロットにします。

②表示のルールを守るために、みずからが出荷する水産物の表示内容に対応して入荷ロットを形成する必要があります。例えば、漁獲水域が表示されている場合は、表示される水域別にロットを形成することとなります。

養殖業の留意点

・種苗の場合は、1つの入荷先から同時に入荷した、同じ魚種の種苗を、1つの入荷ロットとするのが基本です。必要に応じ、さらに採取水域や採取時期ごとに区分して納品するよう、求めます。

産地市場荷受・漁協の留意点

・漁業者から受け入れた単位をそのまま上場する場合は「入札・セリ等に上場する単位＝入荷ロット」です。
漁業者から受け入れたあとで、産地市場荷受・漁協が選別等を行う場合には、受け入れた単位が入荷ロットです。

・例外的ですが、複数の入荷先（荷主）のものを、数量が少ない等の事情で1つの上場単位にする場合（入れ合わせ）には、その荷主ごとの単位が入荷ロットです。

産地仲買業の留意点

・産地市場からの入荷の場合は、市場で上場され、買い受けた単位を入荷ロットとするのが基本です。

（２）入荷ロット番号の割り当てルールの決定

１つのロットに対して、固有の１つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

・同一の魚種・水域・入荷日・入荷先で１つの入荷ロットとする場合
　　魚種コード（または魚種名）＋水域名＋入荷日＋入荷先

・同一の魚種・水域・入荷日・入荷先・サイズ品質等・漁船で１つの入荷ロットとする場合
　　魚種コード（または魚種名）＋水域名＋入荷日＋入荷先＋サイズ品質等コード＋漁船名

入荷先でロットが定義されロット番号が割り当てられている場合には、そのロット番号を利用できます。

産地市場荷受・漁協の留意点

・上場する単位に、魚種ごとに「入札番号」などの通し番号を割り当てている場合には、以下の組み合わせでロット番号になります。
　－　魚種コード＋上場日付＋入札番号

・これに産地市場荷受・漁協のコードを追加すると、仲買業者にとって固有の「入荷ロット番号」になります。この番号は、産地仲買業との間で、また産地仲買業内部のトレーサビリティ確保のために便利です。

産地仲買業の留意点

・上述の「産地市場荷受・漁協の留意点」で述べたように、産地市場荷受・漁協が固有のロット番号を割り当てている場合には、みずからの入荷ロット番号としてそのまま利用することができます。

（３）入荷ロット番号の表示方法の決定

入荷品に入荷ロット番号を表示する方法を決めます。

発泡スチロール函などワンウェイの容器に収められている場合には、ラベルを貼る、マジックで表記する、といった方法がとれます。通い函に収められている場合には、札を掛ける、ことも考えられます。

個々の函・容器に表示しなくても、入荷ロット番号がひと目でわかるように入荷ロットのかたまりに札を貼る方法でも構いません。

大きなタンクに収められていて、タンクに固有の番号があるならば、その番号を、

収容した入荷品のロット番号の一部とすることができます。入荷ロット番号とタンク番号の対応を記録しておきましょう。

入荷品に漁獲ロット番号や選別・函詰めロット番号（またはロットを識別するための情報）が表示されていない場合は、入荷先の事業者に、ロット番号（またはロットを識別するための情報）の表示を依頼しましょう。

漁獲物の識別については 5.1 で、選別・函詰めした水産物の識別については 5.3 で解説しています。

養殖業の留意点

・種苗の入荷の際には、生簀に固有の番号を割り当てるとともに、どの番号の生簀にどの入荷ロット番号の種苗を入れたかを記録します。

産地市場荷受・漁協の留意点

・卸売場に陳列する水産物に入札番号等の掲示・表示をしている場合には、それを入荷ロット番号の表示として活用すると簡便です。

（４）入荷ロット番号の記録様式の決定

入荷ロット番号を「入荷の記録」に記録します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p12, 13（様式②-1, ②-2）を参照してください。様式を紙で印刷してそのまま活用しても構いません。

仕入れ先から送られる「販売明細」を、「入荷の記録」として利用している例

買受人
株式会社○○水産　殿

取引日　2014年　9月18日

販売明細

○○漁業協同組合
〒・・・・・・・・・　TEL・・・

船名	品名	水域	品質サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	札番号
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	****	*****	6~10
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	****	*****	21~60
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	****	*****	75~94
＊＊＊丸	○○	○○沖	優	**	**	**	****	*****	***
＊＊＊丸	○○	○○沖	良	**	**	**	****	*****	***
小　計						**		*****	
消　費　税								*****	
合　計								******	

左の見本は、仕入れ先から送られる販売明細を入荷記録として利用している例です。「入荷の記録」の見本（p24）と比べてステップアップしたのは、「札番号」（その日の産地市場での取引順を示す番号）がロット番号の代用として加えられていることです。

なお、「入荷の記録」に記載されている事項（たとえば品名、入荷日、入荷先、等級、漁船名）を組み合わせることで入荷ロット番号になる場合は、それを「入荷ロット番号」として代用することができます。

産地市場荷受・漁協の留意点

・産地市場荷受・漁協が選別を行う場合には、通常、選別済みロット（＝上場の単位）の記録（仕切書の自社控えなど）があれば、それを合算すると入荷ロットの記録になります。その場合には、その仕切り書の控えを入荷ロット番号の記録に代えることができます。

（５）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

基本　取組事例４：産地市場における「木札」による識別

漁協Ｄは、沿岸漁業の漁獲物を扱う産地市場の荷受業者です。

この産地市場に出荷する漁業者は、みずから選別した上で産地市場に出荷します。漁業者立ち会いのもと、漁協Ｄが検品・計量を行います。

このとき、漁協Ｄの担当者が、「木札」を函に添付します。木札には、その日の通し番号（木札番号）と、魚種、重量を記載しています。この木札番号は、入札の単位や順番を示す番号ですが、これを入荷ロット番号として用いることができます。

漁協Ｄは、荷主（漁船）ごとに「水揚伝票（複写式）」（入荷の記録にあたる）を作成しています。ここにも木札番号を記載しており、木札番号を入荷ロット番号として記録したことになります。

漁業者がみずから魚種や鮮度、大きさによって選別し、産地市場に出荷することで、入札単価の維持・向上に役立っています。

5.3 選別・函詰めした商品の識別

【該当業種＝すべての業種（処理・選別・函詰め等の工程に伴って、ロットの統合・分割をする場合）】

準備手順

（1）選別・函詰めロットの定義

選別・函詰めの実情に合わせて、どのような条件で選別・函詰めロットとするか決めましょう

（定義の例）

- 【魚種、函詰め日】が同一
- 【　　〃　　、漁獲水域】が同一
- 【函詰め日、漁獲水域】が同一（複数の魚種をまとめて扱う場合）等

（2）選別・函詰めロット番号の割り当てルールの決定

どのような番号を割り当てるか決めましょう

（割り当てルールの例）

- 事業者番号 ＋ 魚種コード ＋ 函詰め日
- 〃 ＋ 漁獲水域コード
- 函詰め日＋漁獲水域名 等

（3）選別・函詰めロット番号の表示方法の決定

どのように番号を表示するか決めましょう

（表示方法の例）

手書き

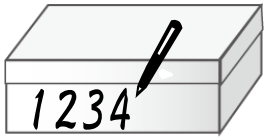

1234

ラベル・番号札

（4）選別・函詰めロット番号の記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

（記録様式の例）

既存の作業日報を活用

選別・函詰め作業日報

株式会社○○水産

9月 19 日売り　　担当：◇◇

品名	サイズ	水域	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo
アジ	M	○○沖	9/18	4kg 5kg	13	0918A
ブリ	M	××沖	9/18	4入	30	0918B1
ブリ	L	△△沖	9/18	4入	20	0918B2

… p45参照

新たに様式を作成

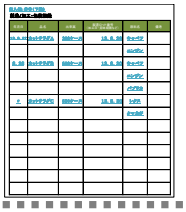

「取組手法編」の様式

… 「取組手法編」p14（様式②－3）参照

（5）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

※下の図では、ロット番号の一部に日付や水域名など、ロットの定義に対応する番号や記号を用いる例を示していますが、これはロット番号に日付や水域名を含めることを目的としたものではありません。ロット番号は他のロットと識別できる固有の番号のことであり、意味をもたない番号でよく、日付や水域名の利用は、ロット番号を固有の番号にするための簡便な手段の一つです。

作業手順（例）

○選別・函詰めロット番号の作成

【魚種、選別・函詰め日、漁獲水域】が同一と定義

例：事業者名 ＋ 魚種名＋ 函詰め日 ＋ 漁獲水域
（文字）　（文字）　（4桁）　（文字）

○○アジ　○○沖
㈱○○水産　**0918**

…　㈱○○水産が9月18日に
函詰めした○○沖の○○アジ

○商品に選別・函詰めロット番号を表示

例：ラベルを貼付

0918

魚種名、漁獲水域、事業者名は別途表示

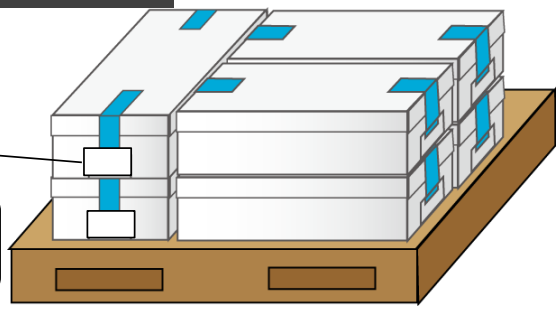

○記録様式に選別・函詰めロット番号を記録

例：選別・函詰め作業日報に、仕入日・数とともに、選別・函詰めロット番号を記録

選別・函詰め作業日報

株式会社○○水産
担当：　◇◇

9 月 19 日売り

品名	サイズ	水域	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo
アジ	M	○○沖	9/18	4kg	13	0918A
				5kg	7	0918A
ブリ	M	××沖	9/18	4入	30	0918B1
ブリ	L	△△沖	9/18	4入	20	0918B2

○記録を保存する

【「選別・函詰めした商品の識別」の解説】

自社で選別・函詰めした商品のロットを定め、ロット番号を表示して、ロットごとに取り扱えるようにします。

準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）選別・函詰めロットの定義の決定

自社が選別・函詰めした商品を、どのような条件で、１つのロットにするか、決めます。

たとえば、同一魚種であって、函詰め日、漁獲水域が同一のものを１つのロットと決めます。

雑魚等のいろいろな魚種をまとめて扱う場合もあります。選別・函詰めの実情や用途によって、ロットは異なります。

One Point!

ロットの定義に当たっては、①リスク管理、②表示への対応を考慮します。

①食品安全のためのリスク管理をしやすくするため、同じようなリスクを持つものを１つにまとめておくことが必要です。そのため「同一の条件」で函詰されたものの範囲で、１つのロットにまとめます。最大でも同じ日に函詰めした水産物の範囲でロットを形成することが必要です。

②表示のルールを守るためには、表示内容に対応したロットを形成する必要があります。

（２）選別・函詰めロット番号の割り当てルールの決定

１つのロットに対して、固有の１つの記号を割り当てます。ロットの定義の内容を番号であらわせるように、番号の割り当てルールを決めます。

ロット番号の割り当て方として、以下のような方法があります。

方法１：魚種、函詰め日が同一の場合
　　事業者番号＋魚種コード＋函詰め日
方法２：魚種、函詰め日、漁獲水域が同一の場合
　　事業者番号＋魚種コード＋函詰め日＋漁獲水域コード
方法３：魚種、函詰め日、入荷ロットが同一の場合（天然漁獲の場合）
　　事業者番号＋魚種コード＋函詰め日＋入荷ロット番号
方法４：魚種、函詰め日、養殖履歴が同一（＝養殖生簀が同一）の場合（養殖魚の場合）
　　事業者番号＋魚種コード＋函詰め日＋養殖ロット番号

※ロット番号は、数字と記号であらわすのが基本ですが、事業者名、商品種類名などの文字を使うこともできます。

（３）選別・函詰めロット番号の表示方法の決定

選別・函詰めした商品へのロット番号の表示方法を決めます。水産物を納めた１つ１つの函等にロット番号を表示します。函への手書きまたは印字、ラベルの作成・貼付等の方法があります。

選別した水産物をトラックの荷台に直接積載して輸送する場合には、選別済みロット番号とトラックの番号とを対応づけて記録します。こうすれば、トラックの番号を見れば積載されている選別済みロットがどれかわかります。

大きなタンクに収めて出荷する場合にも、タンクに固有の番号をつけておくことにより、同じ方法が使えます。

（４）選別・函詰めロット番号の記録様式の決定

選別・函詰めロット番号の記録様式を決めます。

選別・函詰め工程の記録簿（たとえば、作業日報）があれば、そこにロット番号を記載します。もし記録簿がない場合は、記録様式を作成します。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p14（様式②-3）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

選別・函詰め作業日報

株式会社○○水産

9 月 19 日売り　　担当：　◇◇

品名	サイズ	水域	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo
アジ	M	○○沖	9/18	4kg	13	0918A
				5kg	7	0918A
ブリ	M	××沖	9/18	4入	30	0918B1
ブリ	L	△△沖	9/18	4入	20	0918B2

p44 に例示した割り当て方のうち「方法２」の場合の記録の例です。

なお、記録簿に記録されている事項（たとえば選別・函詰め作業をした日付）が生かせれば、それを選別・函詰めロット番号として代用することができます。

（５）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

養殖業への留意点

- 養殖業のステップ2②は、「養殖魚群の識別」から始まります。1つの養殖生簀に収容されている魚群を1つのロットと定義して、1つ1つに魚群ロット番号を割り当てます。
- 魚群そのものにロット番号を表示することはできませんが、生簀に固有の生簀番号を表示している場合には、「養殖日誌」等の記録に生簀番号と魚群ロット番号を対応づけて記録します。

基本　取組事例５：　ホタテ「安全証紙」による選別・函詰めロットの識別

北海道におけるホタテの産地での、漁協・漁連・仲買業者・加工業者が連携した取組みを紹介します。

漁協からホタテを仕入れた仲買業者・加工業者には、仕入日・仕入れ先（漁協）ごとの数量に応じた「安全証紙」が提供されます。この安全証紙には、採捕日、製造日、仲買業者・加工業者のコード、生産海域区分名・生産漁協名が記載されています（他府県におけるホタテの産地でも同種の取組みが実施されていますが、生産海域区分名と生産漁協名を併記されている点が北海道の取組みの特徴です。）。

仲買業者・加工業者は、みずからが函詰めしたホタテ商品のロットについて、仕入れたホタテの「採捕日」「生産海域区分・生産漁協名」、製造日、品名（品名は安全証紙とは別途記載）が同一であることを条件に、１つのロットとして定義していることになります。

仲買業者・加工業者は、出荷する商品に、この安全証紙を貼付します。

この安全証紙のような表示事項があれば、証紙によってホタテ商品のロットを識別できます。消費地に出荷したあとでも、貝毒の発生等により海域や期間を限定した回収が必要な場合に、その商品が回収対象に該当するロットであるかを判別できます。

課題対応　取組事例６：産地仲買業者による、函のロット識別

産地仲買業者である事業者Ｆは、朝、産地市場で入札によって仕入れた水産物を、函詰めし、夕方までには消費地市場等に出荷していますが、仕入れた水産物を全量その日のうちに出荷できるとは限りません。

そのために、たとえば、当日陸揚げのロットと、前日陸揚げのロットの両方を販売することがあるので、それが見分けられるように、函のテープや重量表示の文字を色分けしています。また、伝票（送り状）には、どの色がそれぞれ何函かを記載しています。あわせて、消費地の卸売業者の担当者に対して各ロットの陸揚げ日を口頭で伝えています。

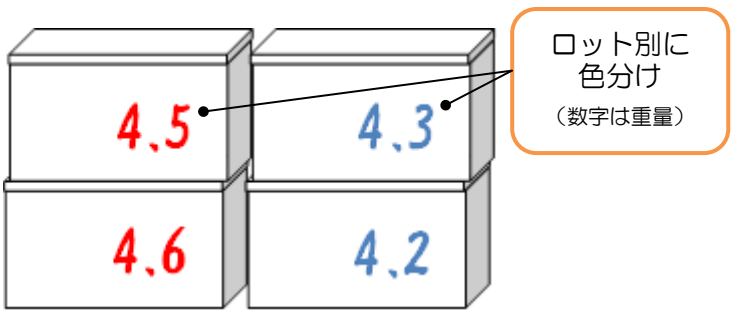

送り状

平成25年10月24日				No.353785
荷受主	東京都中央卸売市場　築地市場 △△△水産株式会社　　御中 〇〇G　＊＊＊＊＊　様			
品名		荷姿	個数	重量	備考
カツオ（赤）		2尾入	20	***	〇〇産
カツオ（青）		2尾入	25	***	〇〇産
合計				***	
扱店	口口運送			運賃	元払い

上記のとおりお送り申し上げましたから御査収下さい。
株式会社〇〇水産
鮮冷出荷部　担当＊＊
電話1234-56-7891　FAX1234-56-7892

6 ステップ3　識別した食品の対応づけ

ステップ３では、下記の対応関係を記録します。

① 入荷ロットと入荷先（海面漁業・内水面漁業の場合は漁獲ロットと漁獲水域）、

加えて、

② （処理・選別・函詰めをする場合）入荷ロット（または漁獲ロット）と選別・函詰めロット、

③ ロットと出荷先

これにより、回収や原因究明の対象を絞り込めるようにしましょう。

「識別」とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。具体的には、識別単位（ひとまとめにして管理する単位）を定め、その単位となるロットや個別製品に、ロット番号など固有の識別記号をつけることによって、識別が可能になります。

「対応づけ」とは、「ものともの」や「ものと情報」などの対応関係をわかるようにすること。
具体的には、入荷品（原料）とその入荷先、原料と製品、製品と出荷先といった対応関係がわかるようにすることです。「紐づけ」「リンク」と呼ばれることもあります。

自社の事業所が複数ある場合、入荷した場所と出荷した場所が違う場合は、事業所間の移動も含めて、事業者全体として入荷した単位と出荷した単位の対応がわかるようにします。

①漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ

【内容】　漁獲ロットと漁獲水域（漁獲の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】　・漁獲水域を特定することができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業

①入荷ロットと入荷先の対応づけ

【内容】　入荷ロットと入荷先（入荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】　・入荷先やロットを絞り込んで遡及することができる。

該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業

②入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）

【内容】　入荷ロットと選別・函詰めロットとの対応関係がわかるよう記録する。

【効果】
- 入荷した水産物に由来する問題が生じたとき、その水産物を使った選別・函詰めロットを特定でき、それだけを撤去・回収できる。問題のない商品の回収を行わずに済む。
- 製品に問題があることがわかったとき、その商品のロット番号を手がかりに選別・函詰め等自社内での取扱いの記録を調べることができ、問題の発生箇所の特定や原因究明をしやすくすることができる。
- 消費者を含む関係者に、原料や製品に関する根拠のある正確な情報を提供することができる。

該当業種＝すべての業種（処理・選別・函詰め等の工程を伴う場合）

③ロットと出荷先の対応づけ

【内容】　ロット（入荷ロットまたは選別・函詰めロット）と出荷先（出荷の記録）との対応関係がわかるよう記録する。

【効果】　・回収が必要な場合、問題のあるロットの出荷先に絞って依頼することができる。

・出荷先から、納品日しかわからない商品について問い合わせがあったとき、記録されたロット番号を手がかりにすぐに選別・函詰め等自社内での取扱いの記録などを調べることができる。

該当業種＝海面漁業・内水面漁業（漁獲ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
養殖業（養殖ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
産地市場荷受・漁協
産地仲買業

One Point!

【衛生管理や品質管理記録等との対応づけ】

衛生管理記録、製品検査記録、温度などのモニタリング記録がある場合には、それらの記録と水産物のロットとの対応関係がわかるよう、それらの記録にロット番号や日付を記入しておきます。こうすることで、問題発生時に、その水産物を自社で取扱ったときの取り扱い履歴や状態を迅速に把握でき、問題のロットの範囲の特定や原因究明に役立ちます。

参考図　ロット単位のトレーサビリティと品質管理記録等の記録（漁業の例）

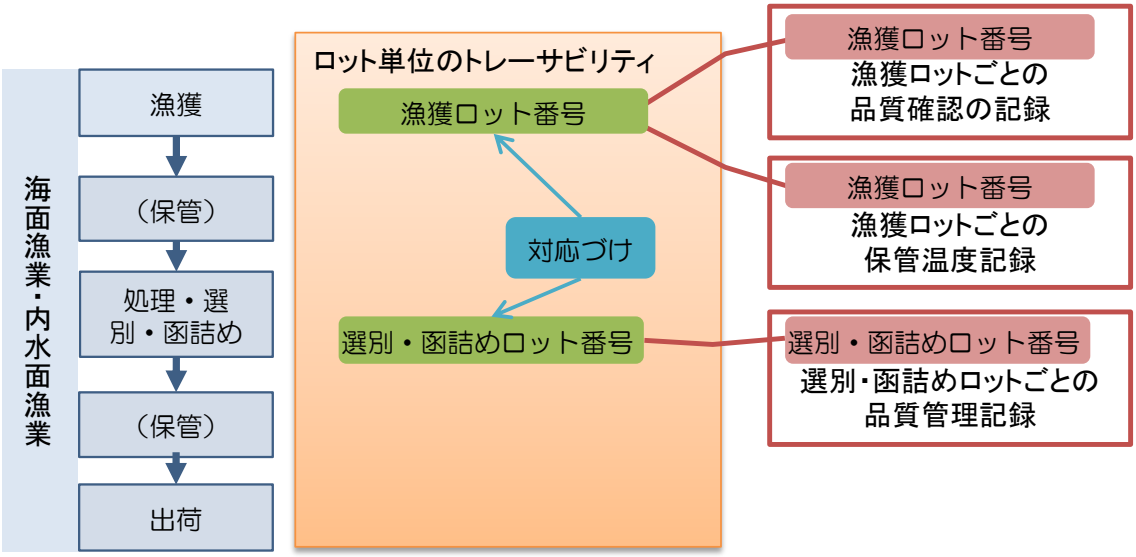

漁業・養殖業や産地市場における衛生管理や品質管理の記録については、以下のガイドライン等が参考になります。

大日本水産会「生産段階品質管理ガイドライン」
　海面漁業：「遠洋まぐろ延縄漁業編」、「沖合底曳き網編」、「さんま棒受網漁業編」、「定置網漁業編」「大中型まき網漁業編」の各編
　養 殖 業：「ブリ類」「海面養殖ギンザケ」「ホタテ」「陸上ヒラメ養殖」の各編
大日本水産会「産地タイプ別品質管理ガイドライン」

6.1 漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業】

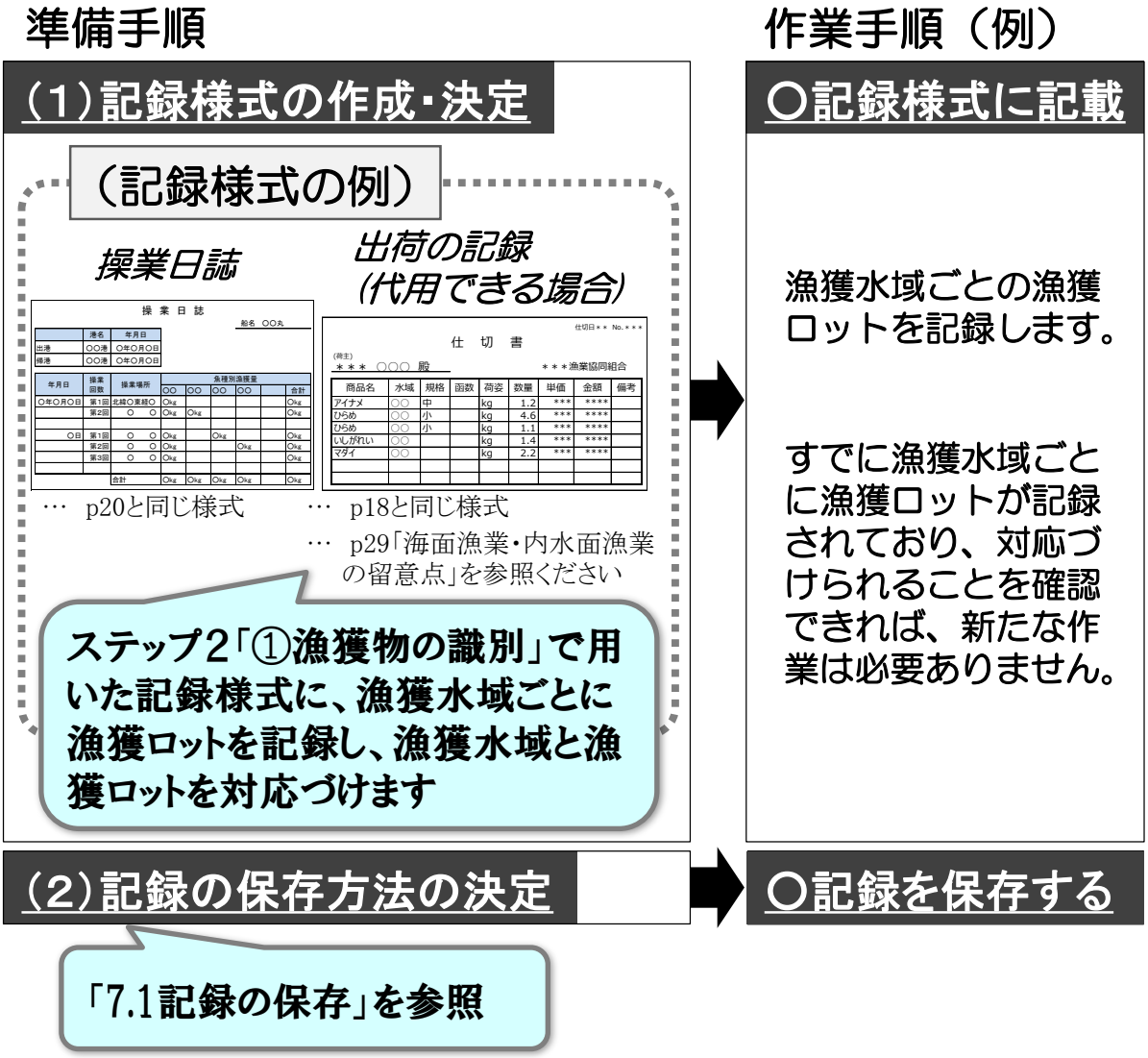

【「漁獲ロットと漁獲水域の対応づけ」の解説】

漁獲ロットと漁獲水域の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）記録様式の作成・決定

ステップ２の「漁獲の記録」に、漁獲ロットごとの漁獲水域を記録できるようにすれば、それによって漁獲ロットの漁獲水域先が特定できます。ステップ２で、漁獲水域ごとに漁獲ロットが形成されている場合は、すでに対応づけができています。対応づけられることを確認できれば、新たな記録は必要ありません。

（２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.2 入荷ロットと入荷先の対応づけ

【該当業種＝養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業】

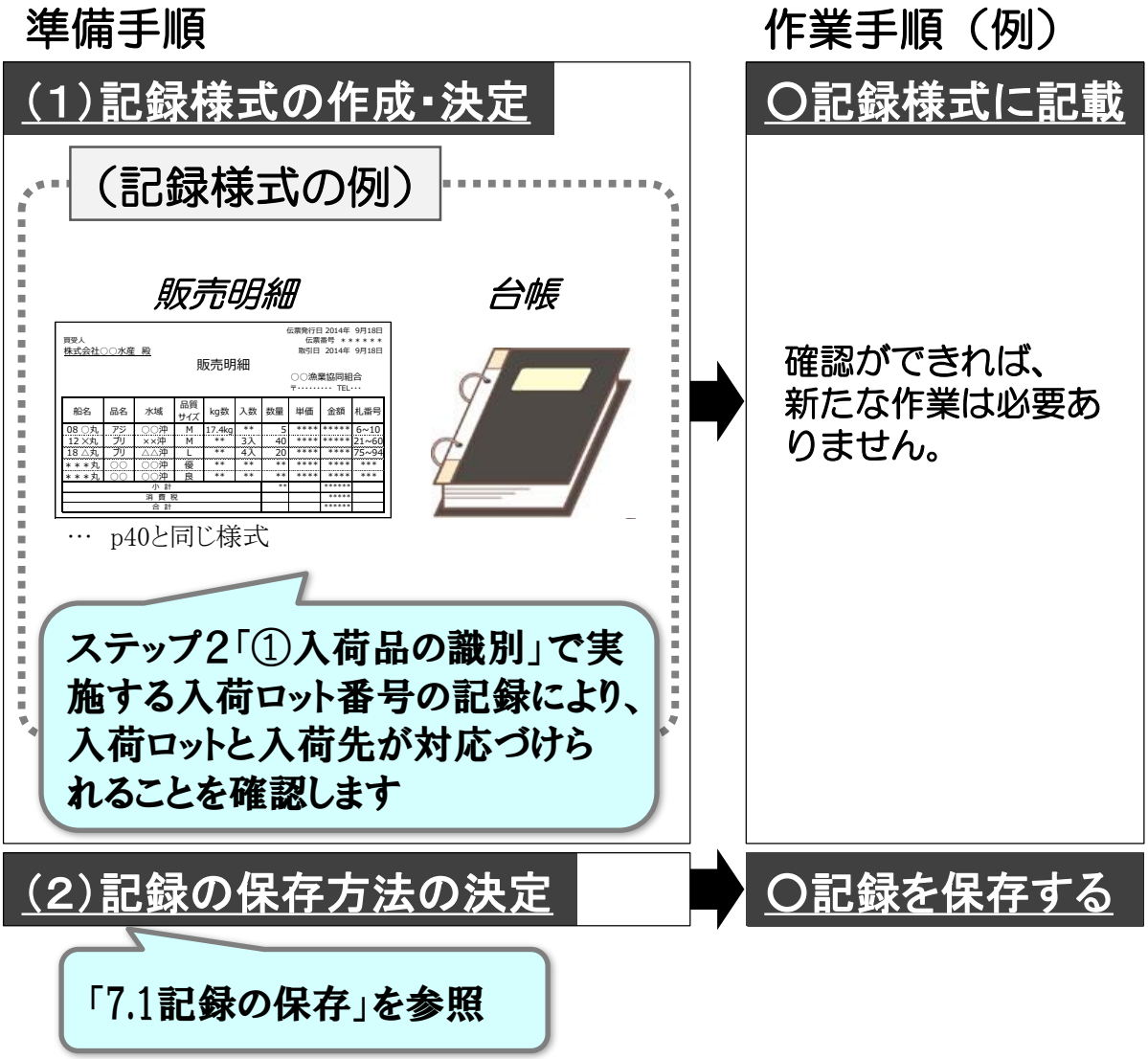

【「入荷ロットと入荷先の対応づけ」の解説】

入荷ロットと入荷先の対応関係がわかる記録様式を作成し、保存します。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）記録様式の作成・決定

ステップ２の「入荷の記録」には、すでに入荷先が記録されているので、それによって入荷ロットの入荷先が特定できます。確認ができれば、新たな記録は必要ありません。

（２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

6.3 入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業（漁獲ロット―選別・函詰めロット）
養殖業（入荷（種苗）ロット―養殖ロット―選別・函詰めロット）
産地市場荷受・漁協（入荷ロット―選別・函詰めロット）
産地仲買業（入荷ロット―選別・函詰めロット）】

準備手順

（1）合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロットと選別・函詰めロットを対応づける方法を検討しましょう
必要ならば、これらのロットの定義を見直しましょう

（対応づけの例１）

同一日に選別・函詰めした同一魚種全体と、その原料になったすべての入荷ロット全体とを対応づけ

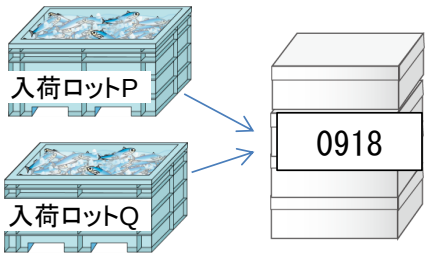

（対応づけの例２）

入荷ロットごとに小分けする。小分けした商品に、選別・函詰め日と入荷ロット番号の組み合わせたロット番号を表示

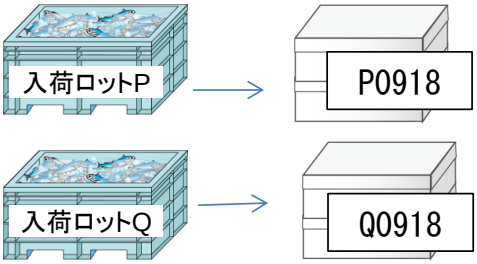

（2）記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

（記録様式の例）

既存の記録様式を活用

選別・函詰め作業日報

株式会社○○水産
9月　19日売り　　担当：　◇◇

入荷ロット						選別・函詰めロット			
仕入日	船名	品名	水域	サイズ	元個数	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo
9/18	08　○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	13	0918A
							5kg	7	0918A
9/18	12　×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1
9/18	18　△丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2

（3）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

作業手順（例）

○選別・函詰めした商品にロット番号を表示

例：商品に選別・函詰めロット番号を表示する

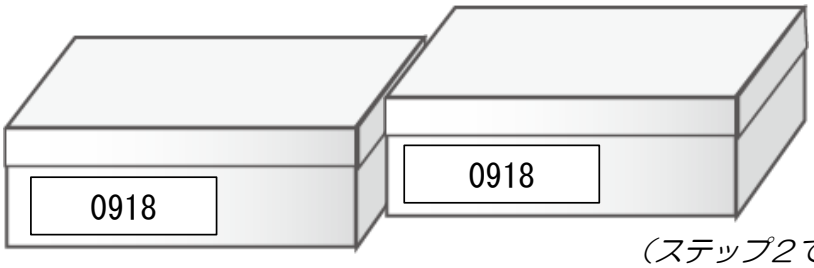

（ステップ2で実施した内容です）

（品名、水域、事業者名は別途表示）

○記録様式に入荷ロット番号と選別・函詰めロット番号を記録

例：「選別・函詰め作業日報」（1日1枚）に、原料とした入荷ロット番号と、選別・函詰めロット番号を記入する

選別・函詰め作業日報

株式会社○○水産
担当：　◇◇

9月　19日売り

入荷ロット						選別・函詰めロット			
仕入日	船名	品名	水域	サイズ	元個数	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo
9/18	08　○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	13	0918A
							5kg	7	0918A
9/18	12　×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1
9/18	18　△丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2

※入荷ロット番号
（仕入日・船名・品名・水域の組み合わせを入荷ロット番号として利用）

※選別・函詰めロット番号

○記録を保存する

【「入荷ロットと選別・函詰めロットの対応づけ（内部トレーサビリティ）」の解説】

選別・函詰めロットと、その原料となった入荷ロット（海面漁業・内水面漁業にとっては漁獲ロット）との対応関係がわかるように、記録様式を作成し、保存します。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）合理的な対応づけの方法の検討

入荷ロットと選別・函詰めロットを対応づける方法を、検討します。

最も簡単な対応づけは、次のようなものです。

●選別・函詰めロット：「同一日に選別・函詰めした同一魚種の水産物」と定義
●対応づけ：その日の選別・函詰めロット番号と、その原料として用いた入荷ロット番号（１つまたは複数）を対応づけます。

食品安全上のリスクへの対応などのために、選別や函詰めにあたって入荷ロットを統合したくない場合には、入荷ロットごとに選別・函詰めすることがあります。この場合は、入荷ロット１つと、選別・函詰めした商品のロットを対応づけます。

（中間品がある場合）
たとえば、いったんサイズ選別して保存しておき、その後、何回かに分けて函詰めする場合は、サイズ選別済みのサイズごとのまとまりが、「中間品」となります。この中間品にもロット番号を割り当て、入荷（原料）ロットと中間品ロットの対応関係、中間品ロットと選別・函詰めロットの対応関係を記録します。

以上のことを考慮して、自社にとって合理的な対応づけの方法を決めましょう。

養殖業への留意点

・稚魚などの入荷ロットと養殖ロット（生簀単位）、また養殖ロットと締めた魚の選別・函詰めロットとの対応関係がわかるように記録します。本マニュアルでは、養殖過程でのロット管理について説明していません。「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」（2007 年）等を参照してください。

（２）記録様式の決定

上記で検討した対応づけの方法にもとづき、入荷（原料）ロットと選別・函詰めロットの対応関係がわかる記録様式を決定します。
記録様式には、
・原料とした入荷ロットの番号とその数量
・選別・函詰めした商品のロット番号とその数量
を記録できるようにします。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p17, 20（様式③－3, ③－5）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

（３）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

One Point!

【再函詰め、廃棄の記録】

いったん函詰めした水産物を取り出し、再度函詰めする場合には、発生元（どのロットから発生したか）と利用先（どの選別・函詰めロットに利用されたか）とともに数量を記録して、追跡・遡及できるようにしましょう。

水産物を廃棄するときにも、いつ（日付）、何を（品名、わかる場合にはロット番号）、どれだけ（数量）廃棄したかわかるよう、記録を残しましょう。

養殖業への留意点

・養殖業におけるステップ3②は、「入荷ロットと養殖ロットの対応づけ」と「養殖ロットと選別・函詰めしたロットの対応づけ」（選別・函詰めをする場合）の2つがあります。「入荷ロットと養殖ロットの対応づけ」では、入荷したどの稚魚のロット、さらには餌料のロット等を、どの養殖生簀に収容し、どの養殖ロットとしたかを対応づけます。

参考図：養殖業におけるロットの対応づけ記録の例

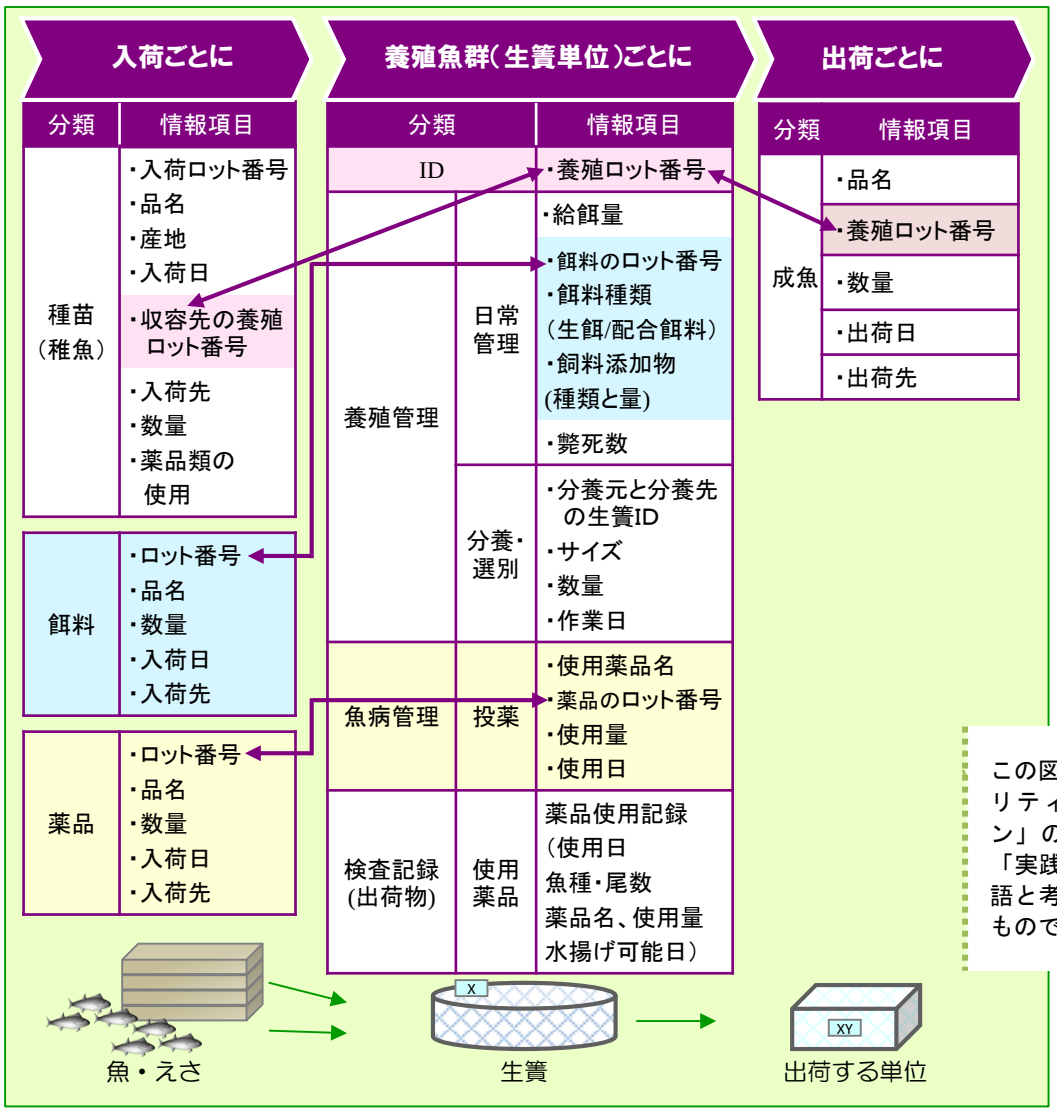

この図は、「養殖魚トレーサビリティシステムガイドライン」のパンフレットの図を、「実践的なマニュアル」の用語と考え方に沿って改変したものです。

6.4 ロットと出荷先の対応づけ

【該当業種＝
海面漁業・内水面漁業（漁獲ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
養殖業（養殖ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）
産地市場荷受・漁協（入荷ロットと出荷先の対応づけ）
産地仲買業（入荷ロット、または選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ）】

準備手順

（1）記録様式の決定

どの様式に記録するか決めましょう

（記録様式の例）

例１：「納品書（控）」を活用

発行日 2014年9月19日 No.＊＊＊
納品日 2014年9月19日

お得意先コード　お得意先名
＊＊＊　○○スーパー 殿

納品先コード　納品先名
＊＊＊　X店 様

株式会社○○水産
TEL･FAX：****-****

納 品 書（控）

商品コード	商品名	水域	重量･入数	数量	単価	金額	備考
＊＊＊＊	アジ	○○沖	4kg	10.0	****	****	0918A
＊＊＊＊	アジ	○○沖	5kg	4.0	****	****	0918A
＊＊＊＊	ブリM	××沖	4入	30.0	****	****	0918B1
＊＊＊＊	ブリL	△△沖	4入	10.0	****	****	0918B2
					小計	＊＊＊＊	
					消費税	＊＊＊＊	
					総合計	＊＊＊＊	

※納品書（控）の備考欄に、ロット番号を記入する

例２：「選別・函詰め作業日報」を拡張

選別･函詰め作業日報　兼　出荷の記録

株式会社○○水産
9月　19日売り　　担当：○○○

入荷ロット						選別･函詰めロット				出荷先　X店		出荷先　Y店		出荷先　Z店	
仕入日	船名	品名	水域	サイズ	元個数	函詰め日	荷姿	出来個数	ロットNo	個数	売価	個数	売価	個数	売価
9/18	08 ○丸	アジ	○○沖	M	5	9/18	4kg	1[illegible]	0918A	10	＊＊＊	1	＊＊＊	2	＊＊＊
							5kg	7	0918A	4	＊＊＊	3	＊＊＊		
9/18	12 ×丸	ブリ	××沖	M	40	9/18	4入	30	0918B1	30	＊＊＊				
9/18	18 △丸	ブリ	△△沖	L	20	9/18	4入	20	0918B2	10	＊＊＊	5	＊＊＊	5	＊＊＊

※選別・函詰め作業日報の右側に、ロットごとの出荷先と出荷個数を記入する欄を設ける

（2）記録の保存方法の決定

「7.1記録の保存」を参照

準備手順・作業手順（例）の図の見方⇒p16 中段の囲み

作業手順（例）

○記録様式に記載

出荷記録を活用する例です

例：出荷先ごとに納品する商品のロット番号を記載する場合

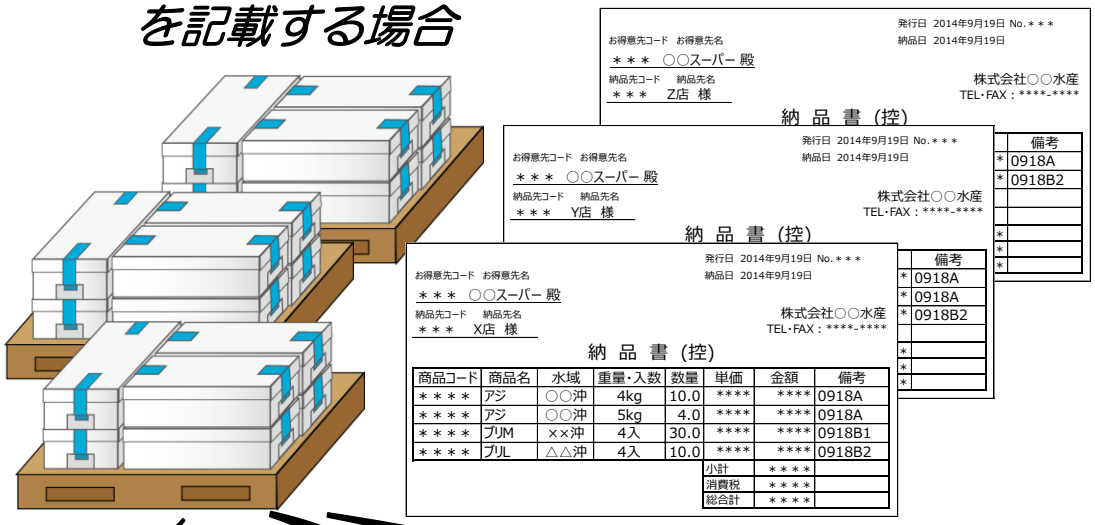

○記録を保存する

【「ロットと出荷先の対応づけ」の解説】

ロットと出荷先の対応関係がわかる記録様式を作ります。
準備手順の詳細は、以下のとおりです。

（１）ロットと出荷先を対応づける記録様式を決定

出荷する際に（あるいは荷割・ピッキング等の工程で）、「出荷の記録」にロットが対応づけられる記録様式を決定し、記録します。

記録の様式としては、ステップ１で定めた「出荷の記録」（出荷伝票や納品書の控え等）に、ロット番号を記載するのが１つの方法です。

対応づけるロットは、下記の留意点のように「漁獲ロット」「養殖ロット」「入荷ロット」または「選別・函詰めロット」となり、事業者によって異なります。

記録様式の作成に当たっては、「取組手法編」p21, 22（様式③－6, ③－7）を参照してください。様式を紙に印刷してそのまま活用しても構いません。

発行日 2014年9月19日 No.＊＊＊
納品日 2014年9月19日

お得意先コード　お得意先名
＊＊＊　○○スーパー 殿

納品先コード　納品先名
＊＊＊　X店 様

株式会社○○水産
TEL･FAX：****-****

納 品 書 (控)

商品コード	商品名	水域	重量･入数	数量	単価	金額	備考
＊＊＊＊	アジ	○○沖	4kg	10.0	****	****	0918A
＊＊＊＊	アジ	○○沖	5kg	4.0	****	****	0918A
＊＊＊＊	ブリM	××沖	4入	30.0	****	****	0918B1
＊＊＊＊	ブリL	△△沖	4入	10.0	****	****	0918B2
					小計	＊＊＊＊	
					消費税	＊＊＊＊	
					総合計	＊＊＊＊	

左の記録様式は、「出荷の記録」見本（p28）に「選別・函詰めロット」の番号を書き加えたものです。

海面漁業・内水面漁業の留意点

・１回の航海で漁獲した水産物の陸揚げ先が1か所なら、1つの漁獲ロットの出荷先は1つなので、「出荷の記録」（産地市場荷受・漁協からの「仕切書」など）だけで「ロットと出荷先の対応づけ」の記録になります。

養殖業への留意点

・養殖業におけるステップ3③は、活魚として出荷する場合には「養殖ロットと出荷先の対応づけ」（対応づけの例を、p55の図に示します）、選別・函詰めする場合には「選別・函詰めロットと出荷先の対応づけ」です。

産地市場荷受・漁協の留意点

・通常、販売管理システム（または請求書控え等の伝票）によって、入荷ロットまたは選別・函詰めロットと出荷先の対応づけが確保されています。それを確認します。
・選別・函詰めがない場合は、入荷ロットが出荷ロットになるので、入荷ロットで「ロットと出荷先の対応づけ」ができます。

産地仲買業の留意点

・出荷伝票の控え等に、入荷ロット番号や、選別・函詰めロット番号を記録します。
・簡便法として、テープやマジックの色で選別・函詰めロットを識別可能な表示をしている場合には、その色等を納品伝票に記載します。
・選別・函詰めがない場合は、入荷ロットが出荷ロットになるので、入荷ロットで「ロットと出荷先の対応づけ」ができます。

（２）記録の保存方法の決定

記録の保存方法を決めましょう。詳しくは「7.1 記録の保存」を参照してください。

7 記録の保存・伝達

7.1 記録の保存

【内容】　記録を整理して合理的な期間保存し、ただちに取り出せるようにしておく。
【効果】　・問題発生時に、問題のある食品の入荷先、出荷先、事業者内部の移動を迅速に調べ、対応できる。規制機関（政府や地方自治体など行政機関）や取引先などに対して報告できる。

【取組内容】

（１）保存方法の決定

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

問題が生じた際に、ただちに取り出せるよう、整理をしておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。

（２）保存期間の設定

記録は、取り扱った水産物の流通・利用実態を考慮して合理的な期間を設定し、保存しましょう。

出荷先やその先で冷凍品や加工食品の原料となる可能性がある場合には、それを考慮して、記録の保存期間を設定しましょう。

その食品を食べた消費者に健康影響が生じた時期や、表示に関する疑義が生じた時期に、追跡・遡及に対応できるよう、保存しておくことが重要です。

なお、法令では、次の表のように保存期間が定められていますので、保存期間を設定する際の参考としてください。

表　法令にもとづく記録の保存期間

法令等	対象	保存期間
食品衛生法第３条第２項にもとづく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針	食品等事業者それぞれの、仕入れ元・出荷・販売先等に係る記録、殺菌温度や保管時の温度等の製造・加工・保管等の状態の記録	事業者が取扱う食品等の流通実態（消費期限または賞味期限）に応じて合理的な期間を設定する。 多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。 ・生産段階：販売後１～３年間 ・製造、加工段階：販売後１～３年間 ・流通段階：販売後１～３年間 ・販売段階：販売後１～3か月
法人税法施行規則第 59 条、第 67 条（法人） 所得税法施行規則第 63 条、第 102 条、第 103 条（青色申告者、白色申告者）	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	法人は7年間、青色申告者と白色申告者は5年間
指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（第 28 条）	【指定漁業が義務対象】漁獲成績報告書又は事業成績報告書（農林水産大臣に提出）	（提出期限は漁業種類による）
	【指定漁業の一部が義務対象】操業日誌	3年間（当該船舶内に保存）
特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（第22条）	【特定大臣許可漁業が対象】漁獲成績報告書（農林水産大臣に提出）	（提出期限は漁業種類による）

7.2 出荷先へのロット番号の伝達

【内容】 食品の出荷の際に、品名、出荷日、出荷元と出荷先、数量の情報とともに、ロット番号を出荷先事業者に伝達する。

【効果】
- 出荷先事業者に、遡及の手がかりとなる情報を提供することができる。
- 出荷したロットを、出荷先事業者において、入荷ロットとして引き継ぎやすくなり、検品や、ロット番号の記録や保存を容易にすることができる。

【取組内容】

水産物を出荷する際に、魚種、出荷日（または納品日）、出荷元と出荷先、数量に加え、「ステップ２　食品の識別」で定めたロット番号を出荷先事業者に伝達します。

あらかじめ出荷先事業者とは、どのような形（媒体、タイミング）でロット番号を伝達し、受け取るかを相談して決めておくと効果的です。

図８　出荷先へのロット番号の伝達

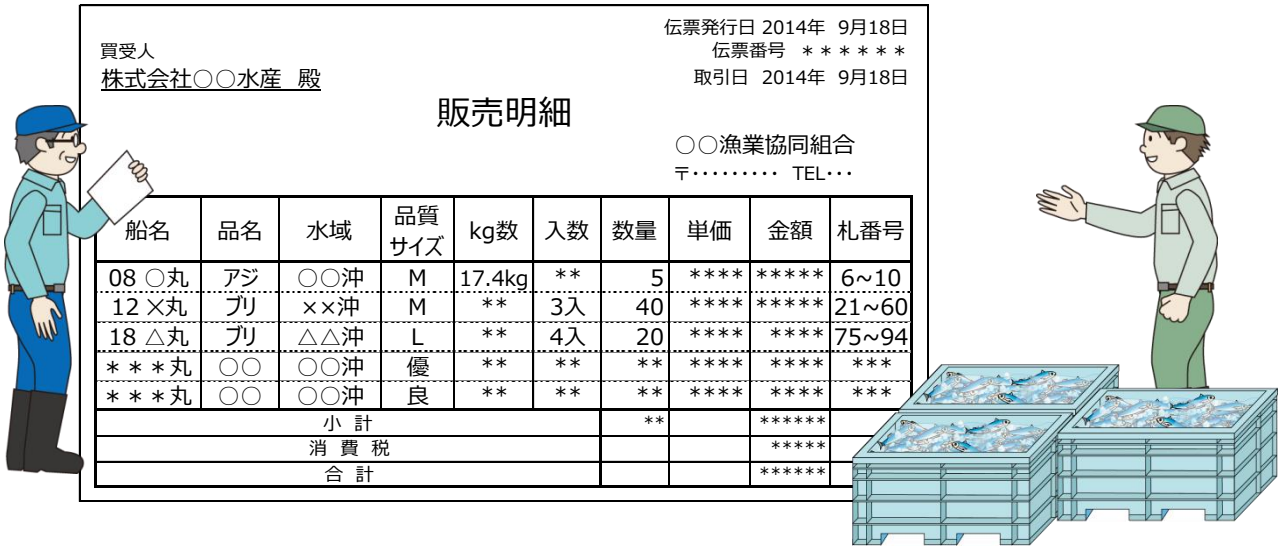

伝票発行日 2014年　9月18日
伝票番号　＊＊＊＊＊＊
取引日　2014年　9月18日

買受人
株式会社○○水産　殿

販売明細

○○漁業協同組合
〒・・・・・・・・・　TEL・・・

船名	品名	水域	品質サイズ	kg数	入数	数量	単価	金額	札番号
08 ○丸	アジ	○○沖	M	17.4kg	**	5	****	*****	6~10
12 ×丸	ブリ	××沖	M	**	3入	40	****	*****	21~60
18 △丸	ブリ	△△沖	L	**	4入	20	****	****	75~94
＊＊＊丸	○○	○○沖	優	**	**	**	****	****	***
＊＊＊丸	○○	○○沖	良	**	**	**	****	****	***
小　計						**		******	
消　費　税								*****	
合　計								******	

（注）この図の伝票では、「取引日」「品名」「札番号」の組み合わせがロット番号の役割を果たします。

7.3 産地市場におけるトレーサビリティ向上

産地市場は通常、荷受・漁協と複数の仲買業者で構成されます。産地市場を構成する事業者全体で、トレーサビリティの取組み方について協議し、定めておくと、産地市場におけるトレーサビリティの取組効果を大きくすることが期待できます。

【内容】	産地市場を構成する事業者全体で、トレーサビリティのための取組み方について協議し、計画し、実行する。
【効果】	・ロット単位のトレーサビリティ確保をしやすくすることができる。

【取組内容】

産地市場の荷受と仲買業者との間で、ロット番号の割り当て方・表示方法、ロット番号等の情報伝達方法等を市場全体として定めておくことにより、ロット単位でのトレーサビリティ確保に取り組みやすくなります。

（１）協議する場の設置

トレーサビリティ向上のため、上記のような事項について協議する場を設置します。

（２）協議

特に以下のことを協議し、合意作りをします。合意の結果を「〇〇市場トレーサビリティ基本構想」といった文書にまとめます。

①ロット（特に荷受が販売するロット）の割り当て方

上場する単位に、魚種ごとに「入札番号」などの通し番号を割り当てている場合には、以下の組み合わせでロット番号になります。

例）同一魚種・上場日・入札番号で１つのロットと定義する場合
魚種コード＋上場日付＋入札番号

仲買業者にとっては、産地市場荷受・漁協のコードを組み合わせることにより、入荷ロット番号になります。

産地市場荷受・漁協のコード＋魚種コード＋上場日付＋入札番号

漁業者（漁船）、サイズ等級、漁獲水域等をロットの条件にする場合には、漁業者（または漁船）・サイズ等級・水域のコードをあらかじめ共有しておけば、共通のロット番号を使うことができます。

例１）同一魚種・上場日・サイズ等級・水域・漁船で１つのロットと定義する場合
産地市場荷受・漁協のコード＋魚種コード＋上場日＋サイズ等級＋水域コード＋漁船コード
例２）同一魚・上場日・サイズ等級・水域で１つのロットと定義する場合
産地市場荷受・漁協のコード＋魚種コード＋上場日＋サイズ等級＋水域コード

②ロット番号の表示方法

①で定めたロット番号を、誰がどのように現品に表示するかを決めておきます。

③ロット番号の情報伝達（「7.2 出荷先へのロット番号の伝達」の内容になります）

④緊急時の追跡・遡及への備え

- 遡及・追跡調査の実施
- 緊急時の原因究明や消費地への説明の方法。誰が窓口となり対応するか

⑤その他

以下のことも協議することが考えられます。

- 消費地市場への「送り状」の統一・共通化の要請への対応
- 輸出先国のトレーサビリティ要求への対応

（３）構想の実施と見直し・改善

構想、および本マニュアルにもとづいて、各事業者が業務手順、識別方法、記録様式等を見直し、実施します。

定期的に協議の場をもち、各事業者の実施状況や課題を確認するとともに、必要に応じて構想を見直します。

農林水産省「平成２６年度食品トレーサビリティ促進委託事業」
検討会委員

池田　正彦　兵庫県　健康福祉部健康局　生活衛生課長
臼井　稔　　全国農業協同組合中央会　営農・経済改革推進部　営農・経済改革推進課長
江口　法生　日本スーパーマーケット協会　事務局長
川崎　一平　一般財団法人 食品産業センター　技術環境部　部長
沓澤　宏紀　食肉流通標準化システム協議会　会長
古川　英子　財団法人 消費科学センター　理事
小城　哲郎　全国飲食業生活衛生同業組合連合会　専務理事
崎出　弘和　北海道漁業協同組合連合会　代表理事常務
杉浦　健吾　東京青果株式会社　営業本部営業情報管理課　課長補佐
手塚　義博　一般社団法人 大日本水産会　国際・輸出促進部長兼輸出促進室長
中村　啓一　公益財団法人 食の安全・安心財団　理事・事務局長
◎新山　陽子　京都大学大学院　農学研究科　教授
矢坂　雅充　東京大学大学院　経済学研究科　准教授

（◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順）

漁業分科会委員

稲垣　光雄　一般社団法人 全国海水養魚協会　専務理事
浦和　栄助　東京都水産物卸売業者協会　新市場対策部　部長
崎出　弘和　北海道漁業協同組合連合会　代表理事常務
佐々木康弘　全国水産加工業協同組合連合会　参事
手塚　義博　一般社団法人 大日本水産会　国際・輸出促進部長兼輸出促進室長
◎新山　陽子　京都大学大学院　農学研究科　教授

（◎は座長。所属・役職は発行時。五十音順）

平成26年度食品トレーサビリティ促進委託事業

食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」 各論　漁業編

平成 27 年 3 月　発行

問い合わせ先:

農林水産省　消費・安全局　表示・規格課

TEL:　03-3502-5716　　FAX:　03-6744-0569

Web サイト：http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#4

地方農政局など

北海道農政事務所　消費生活課	TEL：011-642-5474
東北農政局　消費生活課	TEL：022-221-6095
関東農政局　消費生活課	TEL：048-740-0096
北陸農政局　消費生活課	TEL：076-232-4227
東海農政局　消費生活課	TEL：052-223-4651
近畿農政局　消費生活課	TEL：075-414-9771
中国四国農政局　消費生活課	TEL：086-224-9428
九州農政局　消費生活課	TEL：096-211-9121
沖縄総合事務局　農林水産部 消費・安全課	TEL：098-866-1672